

行政ほっかいどう '83.7

第24回 定時総会特集号



祝辞を述べる北海道知事代理

目次

寄稿「体質改善」 佐藤三千三 …………… 1	建設業許可申請審査手数料
新資格木造建築士制度 …………… 2	収入証紙の消印…………… 5
故 榎波弥一郎先生を偲んで …………… 3	支部のうごき …………… 6
企画部理事 酒井清蔵	事務局日誌 …………… 7
小樽支部対話集会の開催 …………… 4	第24回定時総会 …………… 9
自賠償保険の支払基準の改正 …………… 4	

北海道行政書士会

寄稿 体質改善

佐藤 三千三

人は、外観上見目うるわしい容姿と醜い容姿とがある。それによってその者を判断するのは重大な誤りであり、外観からは見ることのできない内臓の諸器官こそが人間の価値をきめる重要な使命をもっている。内臓の機能が充実していなければ人の生命にもかかわる問題に進展しかなない。

行政書士会は、法制定以来30余年になり、類似団体に勝るとも劣らない外観上の体形は一応ととのったと思われる。しかし、もっとも重要な内臓部はというと決して完全に機能しているとはいえない。何故か、それは行政書士会の構成員は、他の類似団体とは全く異った体質をもっているからである。すなわち、社会保険労務士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、測量士などは、本来的な業務を主体としてこれに従事しつつ、兼業として行政書士業務に従事する会員が、行政書士会の過半数を占めているという実態が行政書士会を一本にまとめるのに非常に困難な会の体質になっている。奇異の感なきにしもあらずだが、この体質改善の一つに非行政書士の排除が考えられる。行政書士法第19条には、未入会者が第1条に規定する業務を行ってはならない旨の規定が定められているが、この条文を未入会の類似書士全員がこれを遵守し業域が正しく守られているとは思えない。これを所管するのは監察部である。わが会の会員が業務範囲を逸脱し他土業の業域を侵したときには綱紀委員会の出番になるわけだが、多くの兼業会員のために土業間の相互不可侵対策を強力に進め、その実をあげるにより、会員団結のための体質改善を図らなければならないであろう。

企画部は、「関係法令の調査研究及び業務改善等の企画立案に関する事項…」これが主たる任務になっているが、先ず第1に会員の業務の実態を精査しは握ることが先決である。そこから始めない限り結果は的はずれであり、無駄骨折りになることを懸念する。

次に支部組織の再認識である。すなわち、会則第35条に「本会と会員との連絡調整の円滑化と業務の改善を図るため、本会に支部を置く。」とあるが、北海道行政書士会の発足当時は、原則として1支庁1支部（渡島支庁と檜山支庁を1支部として函館支部とする変則はあった。）だった。その頃は、行政書士の年計報告及び行政書士の登録事務は支庁で行っていたが、その後法律の改正で前記の事項は行政書士会に移行された。

現在の各支部の状況は、先ず支部会員数が10名から550余名で、会則に定める「会員との連絡調整の円滑化」の目的実現に困難性がある。理想的には、会員数50名から150名が限度であろう。何故ならば、支部長が支部会員の実態をは握できないからであり、これが巨大支部の体質に根ざす支部活動の活性化の障害である。

最後に会の運営方針の「和と団結」である。「和」とは、各々が意見等を述べないで、いわゆる付和雷同でなく十分各自が意見を述べ、多数決で決定した事項は少数意見者もこれを了承し、「団結」して事に当る。これが真の和と団結であり激論することが不和では決してないことを知ることである。

今国会で問題になってくる「行政改革」同様行政書士会の運営についてもその体質を見極めながら整備改善の時期にきていることを認識し一大勇気をもって断行することを心から願ってこの稿を終る。

(筆者 元綱走支部長・元本会理事・現綱紀委員)

新資格 木造建築士制度

企画部

昭和58年5月20日に公布された「建築士法及び建築基準法」の一部改正の法律（昭和58年法律第44号）により、建築士法（昭和25年法律第202年）が改正になり、一定の木造建築物の設計又は工事監理を行うことができる者として、都道府県知事の免許に係る木造建築士資格が設けられた。

しかし建築士以外の者が自由に設計、工事監理等のできる業務は従来どおり延面積300㎡を超えない2階建て以下の建物と、

延面積100㎡を超えない2階建て以下の木造建築物です。（別表1参照）

木造建築士の受験資格は、別表2のとおりで、昭和59年7月頃には木造建築士の第1回の試験が各都道府県で実施されることになっています。

木造建築士制度は、2階建てまでの延面積が100㎡を超え300㎡以下の木造建築物の設計、工事監理等の業務を行うことができる新しい資格制度です。

(別表1) 建築士の業務範囲（設計及び工事監理）

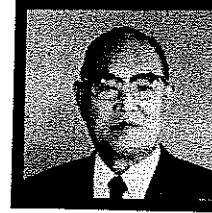
構造 高さ階数 延べ面積㎡	木造の他右置以外の構造			鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造	
	階数	階数	階数	高さ13mかつ軒高9m以下 階数2以下	高さ13m又は軒高9mを超えるもの
30以内	建築士以外の者			建築士以外の者	
100	木造建築物の場合 1級建築士、2級建築士 又は木造建築士				
200			1級建築士又は2階建築士		
300					
500	※	※	※	1級建築士	
1000	※				

注 ※印における学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムを有しないものを除く）又は百貨店は1級建築士でなければ設計又は工事監理できない。

(別表2) 2級建築士試験及び木造建築士試験受験資格

学校又は資格	学 科	建築に関する実務年限
大 学 (短大を含む) 又は 高 専	建 築	不 用
	土 木	1年以上
高 校	建築又は土木	3年以上
実務のみ		7年以上
都道府県知事が認める者		

注 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者はだれでも木造建築士試験を受けることができる。



故 榎波弥一郎先生を偲んで

企画部理事 酒井清蔵

昭和58年5月28日午前10時、本会事務局より前会長榎波弥一郎先生の訃報に接し、全く予期しない突然の出来事に驚き、只々寂りょうの感で胸が一杯になった。

顧みると私が親しくご指導ご交誼を頂いのは昭和52年5月、先生が北海道行政書士会会長就任以後昭和55年12月までの短い期間でした。先生は多くの公職に就かれていて、豊かな経験と卓越した理念そして、慎重な行動力とをもって円滑な会の運営にあたり、特に会長就任以来会務運営方針として「和と団結」そして「健全財政」の確立を熱心に提唱され、現在もなおこの方針はわが会の運営に継承されている。

私は会報編集のため定期的に事務局に向向いているが、壁に掲げられている歴代会長の写真を見ては、在りし日のあの慈愛に満ちた福々とした、今にも私達に何かを語りかけようとしている顔を眺めつつ、重厚な人格と巾広い識見に敬慕の念一汐である。

先生は、昭和9年以来鹿追村役場に奉職し、3期10年の間助役として、また、初代教育長、公民館長、選管委員長などを兼任、戦後の混乱期における民生の安定と財政基盤の確立に努力し、鹿追町の今日を築かれ、更に昭和38年5月、町民の期待を担って町議会議員に立起当選、昭和55年12月辞任されるまでの17年8ヶ月の間、監査委員、総務文教委員長、議会議長の職に在り、このほか北海道行政書士会々長、北海道森林組合振興協議会長、等数多くの団

体役員を歴任されるなど、正に公共奉仕の生涯であった。

また、先生は若い頃より武道に精進され、特に剣道は師範格の域に達し、剣道による地域青少年の非行化防止に貢献された。

本会は、われわれ行政書士の仲間からこのすぐれた指導者を失ったことは光明を奪われた思いであるが、私達会員は、先生の遺訓を継ぎしっかりと団結して、行政書士の生活向上に努力することが、天在の先生に報いる道と思う。

いまは、ただ先生の永遠の御冥福をお祈り申しあげるのみ。

合 掌

故榎波弥一郎先生（享年72才）昭和58年5月27日御逝去

（昭和58年5月30日鹿追町議会葬）



—小樽支部対話集会の開催—

- と き 昭和58年6月25日(土)
13:20~16:00
- ところ 小樽市 北海道新聞小樽支局
3F 会議室
- 主 催 北海道行政書士会
- 出席者 小樽支部会員 22名
(出席率 32.8%)

- 本会側出席者
葛西会長、日向寺、豊田副
会長、渡辺総務部長
- 曇りがちで、時々は小雨のこの日、小樽
支部会員と本会役員による隔意のない話し
合いの場をもちました。
(総務部)



あいさつする葛西会長



会場風景

—自賠責保険の支払基準の改正—

運輸省では、自動車損害賠償責任保険(共済)の支払基準を改正し、本年6月1日から適用されました。この内容は“日本行政”6月号16ページを御覧ください。

…………お断わり…………

連載予定の「公益法人の設立手続」は低面の都合により次号に掲載します。
(企画部)

退会届は無くなり廃業届に

行政書士法の一部改正により、行政書士登録即行政書士会入会が制度化されたのに伴い、本年4月1日以降は退会は即ち廃業(行政書士登録抹消)となるため、「退会届」はなくなり「廃業届」で届出いただくことになりました。届出様式は、「行政書士法令・会則・規程集」の58頁に掲載されておりますので、それをコピーして御使用ください。

年計報告は必ず提出してください。

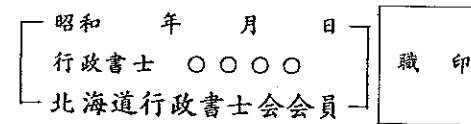
昭和57年1月1日以前に入会した会員は本年1月中に年計報告を提出していただくことになっておりますが、まだ未提出の方がおります。統計作製上支障がありますので、至急お出しください。

建設業許可申請

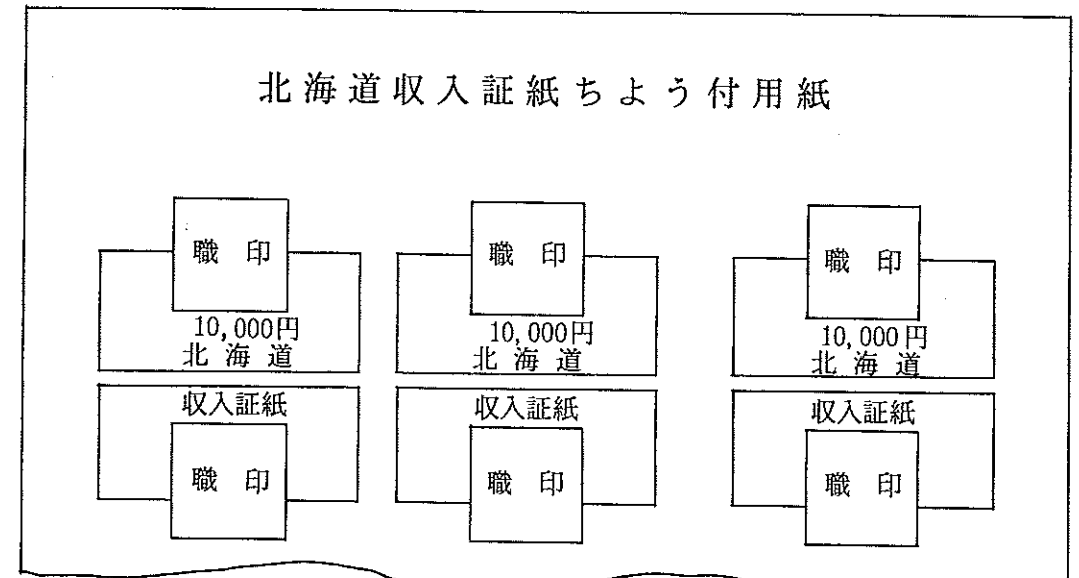
収入証紙の消印方法

…………申請者印の持出しが困難なときは、
行政書士の職印…………

建設業許可申請の際における北海道収入証紙の消印は、申請者の印章又は署名によることを原則とされていますが、申請者の印章を持出すことが困難な場合には、行政書士の職印を用いて次の要領で消印するよう通知済み(昨年8月10月発行会報)ですが、通知のとおり励行されるよう再度お知らせします。



北海道収入証紙ちよう付用紙



支部のうごき

支部業務研修会開催状況

注()は通知人員

支部	月日	場所	研修科目	講師	受講者数
釧路	4/26	釧路厚生年金会館	商法改正に伴う決算報告書の改正	釧路支庁建設指導課 調整係長 富田 重雄	(65) 12
	5/11	"	相続手続の実務	釧路支部 副支部長 前田紀久男	(65) 6
函館	6/18	ホテル リッチ	民法(相続)	函館支部 石村 賢太	(133) 36
	6/20	みかど荘	法律手続相談	函館市市民課 課長 佐藤 健治	(17) 15
小樽	6/25	北海道新聞小樽支社	相続法、遺言	本会 副会長 日向寺正幸	(66) 22
旭川	7/5	旭川市勤労者福祉会館	風俗営業取扱業務	旭川警察署防犯課 保安係主任 小林 義次	(126) 11
	7/15	"	車庫証明 食品衛生業務 衛生関係業務	旭川警察署交通規制課 主任 柿崎 庄司 旭川保健所 食肉係長 柿沢 一隆 衛生係長 三宮 量法	(129) 11
室蘭	7/16	室蘭市中小企業センター	相続法・商法 伝達研修会	室蘭支部長 江良二三夫	(52) 12
札幌	7/22	札幌市教育文化会館	自動車登録手続業務	札幌陸運事務所 登録資料課長 辻 賢治 専門店 稲沢 秀明	(532) 67

昭和58年度支部定時総会開催状況

支部名	開催年月日	開催場所	役員改選による支部長の異動	出席者
札幌	58.5.14	自治会館	後平 邦彰(新)札幌市	(209) 274
小樽	58.5.14	ホテル リッチ	松本 重一(再)小樽市	(29) 54
苫小牧	58.5.18	ホテル サンルート苫小牧	河合 基一(再)白老町	(17) 33
室蘭	58.5.19	大将 会議室	江良 二三夫(新) 室蘭市 (6月9日 臨時総会において補欠選任)	(13) 35
十勝	58.5.28	帯広ステーションホテル	役員改選なし	(63) 93
空知	58.6.5	ホテル サンプラザ	役員改選なし	(56) 83
釧路	58.6.11	オリエンタルホテル	役員改選なし	(31) 47
函館	58.6.18	ホテル リッチ	安保 幸雄(新)上磯町	(0) 37
旭川	58.6.29	旭川市勤労者福祉会館	役員改選なし	(49) 86
網走	58.7.3	ロイヤルホテル	宮下 豊(新)紋別市	(4) 代議員20

注1 ()内は、委任状による出席者数を内数として示す。
2 室蘭支部では、桑原支部長が本会役員に就任したので、会則の兼職禁止の規定により支部長に欠員が生じたので、臨時総会を招集して支部長の補欠選任を行ったものです。

一御逝去一

山本正一殿(札幌東区)
昭和58年5月6日(行年68才)
島博殿(網走支部)
昭和58年5月13日(行年59才)
榎波弥一郎殿(十勝支部)
昭和58年5月27日(行年72才)
荒谷松四郎殿(札幌西区)
昭和58年5月28日(行年77才)

一退会一

支部名	会員番号	氏名	区分	退会年月日
札幌(中央区)	769	戸田 栄一	廃業	58.4.26
(")	1,182	今 達夫	"	58.6.21
(")	1,993	桑島 武常	"	58.5.2
(東区)	1,142	小花 赤士	"	58.4.23
(")	1,310	阿部 考一	"	58.5.30
(その他)	1,329	多田 秀雄	"	58.5.13
(")	2,695	山之内 昇	"	58.5.6
小樽	2,122	京谷 嘉雄	"	58.6.17
旭川	2,281	菊池 正治	"	58.6.29
釧路	753	仲内 貞吉	"	58.4.20
"	1,222	葛西 豊	"	58.6.10
"	1,413	白鳥勇太郎	"	58.6.30

- 4月16日 第1回理事会
北農健保会館 10:00~13:50
19日~ 会報編集会議 13:00~18:00
20日 本会会議室 9:00~13:30
26日 登録資格審査委員会
本会会議室 15:00~16:00
28日 会報編集会議
本会会議室 10:00~15:00
28日 昭和57年度決算監査(出納及び
予算執行)
本会会議室 10:00~14:00
5月4日 昭和57年度決算監査(業務執行)
本会会議室 10:00~18:00
11日 登録資格審査委員会
本会会議室 15:00~16:00
21日 第3回常任理事会
本会会議室 10:00~14:15
22日 第24回定時総会
自治会館 10:00~17:15
6月9日 登録資格審査委員会
本会会議室 15:00~17:00
15日 第2回理事会
北農健保会館 10:20~14:30
15日 役員・綱紀委員合同会議
北農健保会館 10:00~14:50
25日 小樽支部会員との対話集会
道新小樽支局会議室
13:20~16:00

退会者等の会館建設資金借入金 金の返済について

行政書士会館建設資金として御融資をいただいた会員が退会したり、死亡したときは、退会又は死亡した年の年度末まで日本行政書士会連合会から北海道行政書士会を通じ返済されることになっておりますので御了承ください。(預り証の下部に記載してある借入契約3参照)

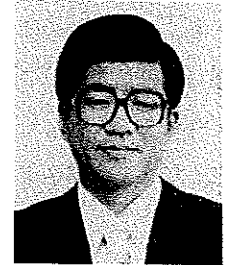
事務局日誌

- 4月5日 第1回常任理事会
本会会議室 13:00~17:00
14日 第2回常任理事会
本会会議室 15:30~19:00
15日 第1回支部長会議
北農健保会館 10:00~15:30

第 24 回 定 時 総 会

と き 昭和58年5月22日(日) 10:00~17:00

と ころ 札幌市中央区北4条西6丁目南向
北 海 道 自 治 会 館



北海道知事 横路孝弘殿

北海道知事メッセージ

本日、第24回定時総会が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

日頃からみなさまには、行政書士会のリーダーとして会の育成発展に御貢献され、さらに行政書士として行政の円滑な推進に御尽力をいただき、この機会をおかりして心から厚くお礼を申し上げます。

北海道行政書士会(強制会)が創立されてからすでに23年の歳月を経て、今では、他の行政書士会の先駆的役割を果たしているわけですが、この間、みなさまがたの御苦勞を御推察致しますとき、敬意の念をさらに深くし、今後ますますの御発展を祈念するものであります。

御承知のとおり今日では、住民と行政のかかわり合いが一層広範となり、あわせて、官公署に提出する書類も複雑多岐にわたり、高度の知識と識見を要するものとなっております。こうした状況にあってもなお行政の効率的運営は必要不可欠であり、わたくしども行政の任にあたる者と致しましては、この点を十分認識しながら行政を進めていく所存であります。行政書士のみなさまがたにも期待するところ少なくありません。

今般、行政書士法が改正され、本年4月1日から施行になりました改正の主な点は、行政書士試験が国家試験となったことと、公務員の経歴により行政書士の資格を得るための行政事務担当期間が大巾に延長されたこととあります。この改正は、さきほど申し上げましたように行政書士の任務がますます重要な度を増した結果にもよるものであります。また、この法改正を受けて道においては、行政書士法施行細則を、北海道行政書士会においては会則をそれぞれ改正し、道及び行政書士会が一体となって改正法の運用に適正を期して参りました。

本日の総会では、重要議題が山積していると聞いておりますが十分な御審議を尽され、今後の北海道行政書士会の新たな発展の礎となりますよう御期待申し上げますとともに御参会のみなさまの御健康をお祈り致しまして私のごあいさつと致します。

会長あいさつ

本日は、北海道知事代理をはじめ多数の御来賓のみなさまが、日曜日にもかかわらず御出席を賜わりまして、本総会に花を添えてくださいましたことは誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。また、会員のみなさまには、全道各地からお集りをいただきまして、本日の総会が盛大に開催する運びになりましたことを感謝致しております。



会長 葛西 義雄

私、ここ2年の間会長として会務の運営に努めてまいりました。幸い、会の執行部役員の方々の特段の御協力と、支部長さんをはじめみなさんがたの大変な御支援によりまして今日まで大過なく過すことができました。もとより、私は浅学非才でございますが、執行部が一丸となって会務を進め、昭和57年度の事業については、みなさんの協力によりましてほぼその目的を達成することができたと思っています。ただ、御承知のごとく、車庫証明の推進については、特別委員会のみなさんの特段の御協力にもかかわらず、その取扱件数は微々たるものでありましたことは、私をはじめ執行部一同深くお詫びを申し上げる次第でございます。

昭和57年度の特徴としては、行政書士法の一部改正による受け入れ態勢を整備するため、会則の改正が必要になり臨時総会を招集して、4月1日の施行に遺漏なきを期しました。

昭和58年度の事業計画については、会員のための会の運営を考えて策定したつもりでございますし、これと裏腹の関係にある予算については、諸物価の高騰等に対処して切りつめを考えました。しかし、事業費については従前の水準を維持することにつとめ、一般経費については切りつめるところは切りつめをして編成致しておりますので、後刻、御審議をいただきたいと存じます。

本日の総会は、どうかわが会にとって有意義な一日でありますように、特段の御協力をお願い申し上げ、甚だ簡単ですがごあいさつにかえさせていただきます。

物故者への黙とう

物故者に対し、全員起立して黙とうを捧げ御冥福をお祈りしました。

昭和57年度死亡会員

札幌支部	山根 健二殿	旭川支部	橋本 艶太殿
"	山下 吉男殿	"	高成 正雄殿
"	佐々木喜信殿	留萌支部	渡辺 久七殿
函館支部	遠藤竹次郎殿	網走支部	今野 藤男殿
空知支部	嵯峨吉之助殿	"	棚村 幸蔵殿
"	竹内 茂一殿	"	森岡 和雄殿
旭川支部	平田喜久丸殿	苫小牧支部	松見 留吉殿
"	中田 雄幸殿	十勝支部	斉藤 常司殿

議長選出

議長 黒島 宇吉郎 (前支部長会議長、前函館支部長、元本会副会長)

副議長 佐々木 四郎 (元本会副会長、元札幌支部長)

議事録署名人の選出

小樽支部 大淵 博之

札幌支部 倉 盛

議案審議

第1号議案 昭和57年度事業報告について

次のとおり報告し承認されました。

——— 昭和57年度事業報告 ———

総務部所管事項

1 品位の保持

新入会員に対しては、入会時に「行政書士の遵守事項」、「最初にご覧ください。」など新入会員に必要な印刷物を配布し、新入会員研修会の際には品位保持に関し講義した。

また、一般会員に対しては、品位保持に関する論説を会報に掲載し極力会員の品位保持に努めた。

2 対話集会

対話集会を次のとおり開催し、支部会員と本会役員との対話交流により相互の理解を深めた。

開催支部	開催日時	場 所	出席者数	支部出席率
空 知	57. 5. 30 14:00 ~ 16:00	岩見沢市 ホテル・サンプラザ	支部 28名 本会 10名	28.9%
留 萌	57. 7. 25 14:00 ~ 17:00	羽幌町 お き な	支部 6名 本会 6名	33.3%

3 官公署及び他士業との関係協調

行政書士制度主管課（道地方課）、農地制度主管課（道農地調整課）、建設業許可主管課（道土木部管理課）、車庫証明対策関連団体と会合を持ち、また、他士業とは有資格者団体協議会に出席し関係協調を深めるための素地づくりに努めた。

経理部所管事項

健全財政の確保

- (1) 健全財政維持のため、支出予算5%程度節減を目標に会務運営を推進したが、予期以上の成果をあげることができた。
- (2) 監査意見及び総会代議員意見をふまえ、経理資金の一部を中期国債ファンドによる預託を実施した。
- (3) 会費滞納額の回収に努力し、予期以上の成果をあげた。なお、協力を求めた支部に対しては協力費を交付した。

企画部所管事項

1 法令の研究、業務の改善等の企画立案

法令の改正に伴う必要事項は会報に掲載したほか、速報により会員への周知を図った。

- ・住民基本台帳、戸籍附票の閲覧・住民票、戸籍附票写の交付取扱要綱
- ・農地三法の改正 (昭和57. 5.15 会報 130号)
- ・内容証明郵便物の記名押印 (")
- ・社会保険労務士の登録制 (")
- ・社会保険労務士業務との関係 (昭和57. 8.10 会報 131号)
- ・建設業許可申請手数料収入証紙の消印 (")
- ・建設業経理士問題 (")
- ・不動産売買の媒介契約書 (")
- ・商業登記法の一部改正 (昭和57. 9. 20 会報 132号)
- ・農地法施行規則の一部改正 (昭和57. 10. 15 速報 17号)
- ・会員の意見、要望に回答 (I) (昭和57. 11. 15 会報 133号)

- ・被保険者期間と組合員期間の計算 (昭和57. 11. 15 会報 133号)
- ・相続税の計算 (")
- ・北海道の最低賃金 (")
- ・公庫住宅建設資金融資額の変更 (")
- ・北海道関係指名願説明会の開催 (昭和57. 11. 10 速報18号)
- ・建設業決算報告書様式の改定 (昭和57. 11. 24 速報19号)
- ・株式会社貸借対照表等に関する規則の特例省令 (昭和58. 1. 1 会報 134号)
- ・会員意見要望に回答 (II) (")
- ・社会保険労務士の移行登録 (")
- ・行政書士法改正の成立 (改正内容の通知) (昭和58. 1. 8 速報20号)
- ・行政書士法及び同施行規則の改正 (昭和58. 3. 15 会報 135号)
- ・登記簿の閲覧方法と謄本交付申請手続 (")
- ・土地や建物を売ったときの税金 (")

2 会報の発行

- (1) 会報を予定のとおり5、7、9、11、1、3の各月に発行したほか、必要により速報を発行した。
- (2) 会員の意見・要望を“はがき”により求め、直接又は会報に掲載して回答した。

3 業務の啓発普及

- (1) 新聞広告を北海道新聞に2回掲載し、業務の宣伝啓発を図った。
 - ・第1回 12月3日 函館・旭川版 12月6日 札幌・釧路版
 - ・第2回 1月3日 札幌・旭川版 1月4日 函館版 1月7日 釧路版
- (2) ミニカレンダーを作成し、会員にあっせんした。
申込者数 43名 あっせん枚数 7,700枚
- (3) カラーポスターを作成し、会員に配布したほか、監察キャンペーン活動に利用を図り、監察キャンペーン用チラシを作成した。

4 行政事務手続無料相談

行政書士の業務を地域住民に啓発普及するため、支部において行政事務手続無料相談の開催を推進し、右記開催支部に対して助成金を交付した。

区分	支部	名称	日時場所	周知方法	相談員数	相談件数
通年	函館	くらしの法律手続 (開催者函館市)	・毎週金曜 13:00 から ・函館市役所市民相談室	ステッカー50枚を市電に掲示 道新、市政だより	延 72名	相続、離婚、サラ金、契約など 64件
随時	十勝	行政事務手続の無料相談	・57年9月15日水 10:00～16:00 ・藤丸デパート 7F	チラシ、道新、十勝毎日新聞、ポスター、近隣町村広報、看板	支部長以下 8名	労務 5 民事 7 自賠責 3 その他 3 } 18件
同	釧路	行政書士1日サービスデー	・57年10月21日木 10:00～16:00 ・釧路市役所1階ロビー	新聞、ラジオ、テレビ、市広報	支部長以下 7名	相続 2 取引紛争 2 戸籍 2 不動産登記 7 その他 3 } 16件
		同	・57年10月21日木 10:00～16:00 ・白糠町社会福祉センター会議室	新聞、テレビ、ラジオ、チラシ町広報	前支部長以下 5名	人権問題 1 土地紛争 2 金銭貸借 1 仮執行手続その他 4 } 8件
		同	・57年10月21日木 10:00～16:00 ・浜中町公民館	新聞、テレビ、ラジオ、チラシ案内状	副支部長以下 3名	相続 3 財産贈与 2 その他 2 } 7件
同	室蘭	行政事務手続無料相談	・57年11月7日(日) 10:00～16:00 ・ファミリーデパート「桐屋」1F	テレビ、ラジオ道新、室蘭民報市広報、チラシ看板5カ所	支部長以下 13名	民事 10 自賠責 2 建設土木 1 労務 3 その他 3 } 19件
同	宗谷	暮らしの法律無料相談会	・57年11月19日火 13:00～16:30 ・稚内海員会館 3F	新聞広告2回 看板2カ所	支部役員、社保、職安、支庁係長 6名	労働安全衛生 6 年金 4 雇用改善 7 その他 5 } 22件

業務研修部所管事項

1 専門部会の充実強化

(1) 専門部会は、次の構成により業務の改善進歩に努め、業務資料の作成等を実施した。

区 分	部 会 長	担当役員又は委員
運輸交通部会	原 理 事	長谷川卓蔵委員、鎌田節子委員
建設農地部会	角 田 理 事	本間秋光委員
風俗衛生部会	小 林 理 事	小田桐正委員、佐藤業務研修部長
民事部会	平 賀 理 事	巨理敏夫委員
労務経理部会	原 理 事	安藤寿建委員、中川宏熙委員

2 業 務 資 料

(1) 次の業務資料を作成し、全会員に配布した。

- ・人名に用いる漢字と字体
- ・参考図書案内
- ・相続法
- ・業務宣伝用ポスター
- ・商法改正の要点

(2) 運輸交通部会において業務資料の作成に着手した。

3 支 部 研 修 会

支部研修会を次表のとおり開催し、開催支部に対しては助成金を交付した。

昭和57年度支部研修会開催状況

開催年月日	開催支部	研 修 科 目
57. 8. 28	札 幌	会社設立(株式会社)
9. 25	"	民法(総論)
10. 2	"	" (総論)
12. 11	"	建設業許可申請・決算報告書
58. 1. 19	"	相続法、商法改正
57. 8. 27	函 館	建設業許可
10. 13 15	"	建設業会計記帳と決算

開催年月日	開催支部	研修科目
10. 19 21	函 館	建設業会計記帳と決算
57. 9. 26 27	小 樽	記帳実務
12. 9	"	民法・商法改正要点
57. 8. 1	空 知	建設業会計（決算報告）
9. 26	"	公正証書委任状作成手続き
58. 1. 15	"	民 法（総則）
2. 19	"	"（債権）
57. 8. 17	旭 川	雇用・労災保険手続き
11. 11	"	自賠責保険
11. 18	"	建設業決算報告
11. 22	"	建設業許可申請
58. 1. 20	"	農地法申請
2. 23	"	相続法、商法の改正
57. 9. 13	留 萌	国民年金
10. 10	"	国土利用計画
12. 18	"	指名願
57. 10. 22	宗 谷	車庫証明
11. 15	"	改正国民年金制度
12. 16	"	職業訓練行政
58. 3. 9	"	相続法、商法改正
57. 8. 10	室 蘭	行政書士法の主要点、報酬額算定基準実務
9. 28	"	農地法の理論と手続き
10. 29	"	不動産取得税、料理飲食等消費税の申告等
12. 11	"	建設業許可・改正決算報告書
58. 1. 22	"	公正証書関係契約書、定款、遺言等
57. 11. 6	苫 小 牧	車庫証明
58. 1. 24	"	宗教法人設立手続き
3. 2	"	相続法、商法改正
58. 3. 10	日 高	車庫証明
3. 12	"	相続法、商法改正

開催年月日	開催支部	研修科目
57. 9. 18	十 勝	会社設立（有限・株式）、支部機構及び支部規則（新入会員対象）
9. 28	"	車庫証明・自賠責保険
10. 7	"	食品衛生許可、風俗営業許可
10. 26	"	砂利採取申請
11. 2	"	建設業許可申請
11. 9	"	雇用保険加入
11. 16	"	労災保険
11. 30	"	社会保険適用手続き
57. 7. 27	釧 路	行政書士の業務範囲
12. 3	"	改正商法、会社役員変更

4 新入会員研修会

・開催日時 昭和57年9月11～12日 10:00～17:00

・場 所 札幌市 北農健保会館

・受講者数 44名

・科目及び講師

行政書士の遵守事項	総 務 部 長	渡 辺 明
行政書士の業務限界	副 会 長	日向寺 正 幸
報酬額の運用要領	業務研修部長	佐 藤 兆 昭
会 社 設 立	理 事	平 賀 昌 夫
	副 会 長	日向寺 正 幸
相 続 法	副 会 長	日向寺 正 幸
	理 事	角 田 良 一
建設業許可申請	理 事	原 隆 俊
	理 事	

5 特別研修・研究会等

(1) 建設業会計実務研修会

・開催日時 昭和57年7月8～9日 9:00～20:00

9:00～16:00

・場 所 札幌市 教育文化会館

- ・受講者数 111名
- ・講師 阿座上 洋 吉氏

(2) 支部業務指導者研修会

- ・開催日時 昭和58年2月15日 10:00~17:00
- ・場所 札幌市 北農健保会館
- ・受講者数 15名
- ・科目及び講師 相 続 法 副 会 長 日向寺 正 幸
商 法 改 正 理 事 平 賀 昌 夫

監察部所管事項

職域の確立と非行政書士行為の排除

1 全道監察担当者会議の開催

次のとおり監察担当者会議を開催し、監察部事業の説明、監察強調月間の設定協議、各支部監察活動計画の発表、監察情報の交換等を行った。

- ・開催日時 昭和57年8月18日 13:00~17:00
- ・場所 札幌市 自治会館
- ・出席者 各支部 監察担当者
本会 監察担当各役員
本会関連部長及び委員長

2 全国監察担当者会議の開催

全国監察担当者会議が昭和57年8月6~7日開催され、佐々木監察部長が出席した。

3 関係官公署並びに諸団体への啓発活動

(1) 各支部において官公署、諸団体を訪問し、行政書士業務の理解と行政書士法違反防止の協力を求めるための活動を別表のとおり実施した。

なお、ポスター、しおり、行政書士法違反防止通達、会長要望書、道広報資料写、陳情書等を携行した。

(2) 支部の希望によりプラスチック製看板を作成交付し、該当支部は掲示場所を選定して掲出した。

(3) 市町村広報による啓発

室蘭支部においては、市町村広報による非行政書士防止を市町村に要望書を提出し、次のとおり掲載された。

- 室 蘭 市 (市政だよりむろらん) 行政書士でない者が行う諸届行為の防止
- 豊 浦 町 (広 報 とようら) 行政書士の業務
- 社 警 町 (広 報 そうべつ) 行政書士の業務
- 洞 爺 村 (広 報 と う や) 官公署へ出す書類作成依頼は行政書士へ

4 行政書士不在市町村対策

- 小樽支部 該当町村長に対して、町村退職者の入会促進方要望書を提出した。
- 空知支部 市及び町村の退職予定者を勧奨したが、応じなかった。
- 旭川支部 4町1村の不在町村中2町は近接町の行政書士が依頼を受けて処理しており、他の2町1村は依頼業務が少なく、業務維持が困難のため入会勧奨を見合わせた。
- 留萌支部 行政書士不在の2町の退職者に資料を配布したが、希望者はなかった。
- 宗谷支部 4町1村の不在町村対策を支庁の地方係と協議したが、引き続いて対策を進めることになった。
- 室蘭支部 大滝村、洞爺村の2村が行政書士不在であるが、その地域の業務は、伊達市の行政書士が処理しており、該村での業務経営は困難である。
- 苫小牧支部 3町が行政書士不在であるが、町の行政サービスを受けるなどで処理されており、非行政書士行為は確認できなかった。
- 十勝支部 行政書士不在町村理事者に町村退職者の開業勧奨を依頼し、あわせて行政事務手続無料相談の開催用意があることを伝えた。

5 違反事実の実態把握とその借置

(1) 本会において対応処理したもの

ア 官公署へ提出する書類の作成をしている協会3カ所を調査し、うち違法行為と認められる2カ所の協会に対しては監督行政庁又は協会の責任者と折衝した結果、相手方は行政書士制度の無理解によるものであったことを反省し円滑裡にそれぞれは正措置を講ずることになった。

イ 行政書士の名称使用と違法行為の有無について現地調査の上注意したもの 1件

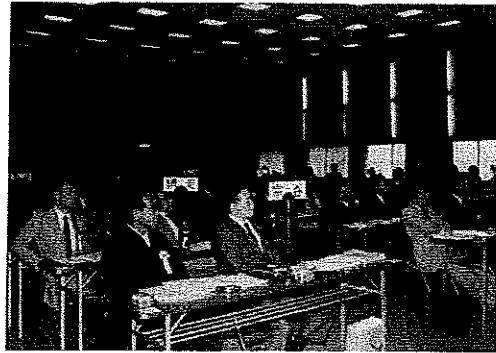
ウ 廃業登録抹消者で看板を掲示したまま他管内へ転出した者に対して看板撤去の警告をし撤去したもの 1件

(2) 支部において監察強調月間中処理報告のあったもの

空知支部 廃業者で看板を掲示したまま他管内へ転出し、転出先不明のため建物所有者を調

査中であったが、本会において転居先をつきとめ警告した結果、支部ではその撤去を確認したもの

釧路支部 退会者で行政書士と看板に記載してある者2名を発見、1名は看板を撤去、1件は折衝中である。



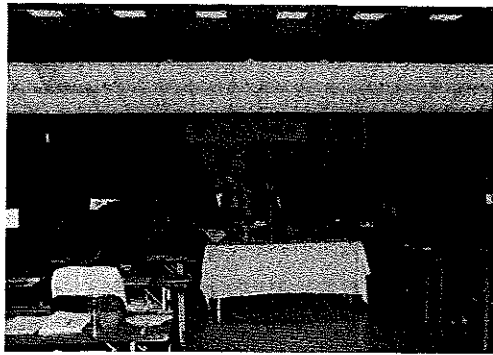
会場風景



発言する代議員



議長団



発言する代議員

(別表)

関係官公署、諸団体への啓発と折衝の支部活動状況

支部名	訪問時期	訪問先	訪問者
札幌	昭和57.10.20	北・東各区役所	伊藤(賢)理事、住田幹事
	" 10.26	札幌市役所、石狩支庁	伊藤支部長、高瀬副支部長
	" 10.27	西・南各区役所	中田理事、上北幹事
	" 10.27	白石・豊平各区役所	阿部理事、葛西理事
	" 10.29	中央区役所	佐藤副支部長、佐藤(良)理事
	" 11.10	中央・南各警察署	伊藤支部長、倉理事
	" 12.10	西警察署	同上
	" 12.10	石狩・当別・広島各町役場	高橋副支部長
函館	昭和57.11.12	上磯町役場・農業委員会・商工会、大野町役場・農業委員会・商工会、七飯町役場・農業委員会・商工会、森町役場・農業委員会・保健所・警察署	黒島支部長、古山・長谷川・元井・鈴木各理事、石村本会理事
	" 11.22	尻岸内町役場・農業委員会・商工会、戸井町役場・農業委員会・商工会、鍛法華村役場・農業委員会・商工会、函館中央警察署、市立保健所、渡島保健所	黒島支部長、安保・原副支部長、高谷・鈴木・菅原各理事、沢野監事、石村本会理事
小樽	昭和57.11.18	小樽市広報課・保健所・警察署・商工会議所・公証人役場・小樽建築技能組合	松本支部長、橋本理事、北川本会理事
	" 11.19	赤井川・ニセコ・余市・積丹各町村役場、共和町商工会、余市保健所・余市警察署	同上
空知	昭和57.10.5	岩見沢市役所・警察署・商工会議所、空知支庁	新川支部長、高野監察委員
	" 10.6	三笠市役所・商工会議所・警察署	同上
	" 10.7	美唄市役所・商工会議所・警察署	新川支部長、豊島監察委員
	" 10.15	砂川・滝川警察署、札幌地方自動車整備振興会、空知三菱自動車販売KK、坂口社会保険事務所	新川支部長、大谷副支部長、大栗・計良各監察委員
	" 10.19	深川警察署・農業委員会	大谷副支部長、須田監察委員

支部名	訪問時期	訪問先	訪問者
	昭和 57. 10. 21	芦別市役所・農業協同組合・土地改良区・警察署・赤歌警察署	大谷副支部長、幅田監察委員
	" 10. 25	栗沢・栗山・由仁・長沼各町役場、栗山警察署、由仁保健所	新川支部長、松永監察委員
旭川	昭和 57. 6. 30	旭川市役所・社会保険事務所・公共職業安定所・労働基準監督署・農業委員会	西川支部長
	" 8. 20	旭川保健所	同上
	" 8. 23	上川支庁、旭川警察署・市役所・農業委員会	同上
	" 8. 25	旭川市神楽支所・農業委員会神楽支所	同上
	" 8. 26	旭川市神居支所、旭川社会保険事務所・商工会議所・公共職業安定所	同上
	" 9. 10	旭川市永山支所、比布・鷹栖各町役場、東鷹栖支所、旭川市東旭川支所	西川支部長、古屋副支部長、横田監察部長、東旭川支所中村(京)会員同行
	" 9. 22	美深町役場・警察署、名寄市役所・警察署、士別市役所・警察署、風連町役場	西川支部長、古屋副支部長、その他次の会員が地元で同行 美深町…吉岡、名寄市…高橋(富)、士別市…新原各会員 風連町…高橋本会常任理事
	" 9. 28	富良野市役所・警察署、中富良野・上富良野・美瑛各町役場	西川支部長、古屋副支部長、染川本会理事、富良野市・警察署…永沼理事同行
	" 10. 5	和寒・剣淵各町役場	古屋副支部長
	" 10. 13	旭川陸運事務所	西川支部長、古屋副支部長
留萌	昭和 57. 8. 20	第一自動車K K、(株)ニッセン	捻金支部長、立山理事、高田会員
	" 9. 21	増毛町役場・農業委員会	捻金支部長、大室会員
	" 9. 21	留萌市役所・農業委員会	捻金支部長、立山理事
	" 9. 21	小平町役場・農業委員会	捻金支部長、高田会員
	" 9. 21	苫前町・羽幌町各役場・農業委員会	五十嵐・成田各会員

支部名	訪問時期	訪問先	訪問者
留萌	昭和 57. 9. 21	天塩町役場・農業委員会	橋本本会常任理事、脇淵会員
	" 9. 21	初山別村役場・農業委員会	五十嵐会員
	" 9. 28	遠別町・幌延町各役場・農業委員会	橋本本会常任理事、脇淵会員
	" 10. 17	第一自動車K K、(株)ニッセン	捻金支部長、立山理事、高田会員
宗谷	昭和 57. 10. 13	稚内公共職業安定所・社会保険事務所	川村支部長、越監事
	" 10. 14	稚内労働基準監督署・稚内公共職業安定所枝幸分室・枝幸町役場	川村支部長、金谷副支部長、中里理事、越監事
	" 10. 15	宗谷支庁(総務課、建設指導課、商工労働課)	川村支部長、越監事
網走	昭和 57. 11. 1	端野町役場・農業委員会	浅利会員
	" 11. 2	訓子府町役場・農業委員会	出町会員
	" 11. 4	興部町役場・農業委員会	兼田会員
	" 11. 5	雄武町役場・農業委員会 美幌町役場・農業委員会 津別町役場・農業委員会	目黒会員 山本監事、筒井会員 橋本本会監事、鳥本会員
	" 11. 10	遠軽町役場・農業委員会 佐呂間町役場・農業委員会 上湧別町役場・農業委員会 置戸町役場・農業委員会	市瀬・高尾会員 相田会員 松本会員 高山会員
	" 11. 11	北見市役所(広報課、開発指導課)、農業委員会	大島支部長、佐藤本会常任理事
	" 11. 12	留辺蘂町役場・農業委員会	清水会員
	" 11. 15	斜里町役場・農業委員会	加城・高木会員
	" 11. 16	清里町役場・農業委員会 小清水町役場・農業委員会 滝上町役場・農業委員会 網走市役所・農業委員会	加城・岡崎会員 島・狩野会員 近藤会員 嵯峨井副支部長、川上常任理事
	" 11. 17	網走支庁(振興課、建設指導課、農務課)	大島支部長、嵯峨井副支部長
	" 11. 19	女満別町役場・農業委員会 常呂町役場・農業委員会	飯島会員 吉田会員

支部名	訪問時期	訪 問 先	訪 問 者
網 走	昭和 57. 11. 22	紋別市役所・農業委員会	加川副支部長、吉川常任理事
室 蘭	昭和 57. 9. 14	胆振支庁（振興課、建設指導課）	桑原支部長、沢里監察部長
	" 10. 19	胆振支庁（課税課）、室蘭市役所・土木現業所・開発建設部・保健所・警察署、室蘭民報社	桑原支部長、沢里監察部長、高橋監察部員
	" 10. 21	登別市役所、室蘭土現登別出張所、室蘭開建室蘭道路事務所、登別建設協会	同 上
	" 10. 26	伊達市役所、大滝村役場	桑原支部長、菅原副支部長、沢里監察部長、高橋監察部員、福田理事
	" 10. 27	虻田・豊浦・洞爺各町村役場・農業委員会、虻田町農業協同組合・商工会	桑原支部長、菅原副支部長、沢里監察部長、高橋監察部員、村上・斉藤各理事
苫小牧	昭和 57. 10. 12	苫小牧市役所・警察署・公共職業安定所・労働基準監督署・保健所・商工会議所、白老町役場・農業委員会・商工会	河合支部長、本間・藤田各理事、富田監事
		早来・追分・厚真各町役場・農業委員会・商工会	酒井副支部長、今川・本田各理事
	" 10. 13	鶴川・穂別各町役場	河合支部長、早坂・今川・本間各理事
	" 10. 30	非行政書士行為の防止と看板掲示等について、退会者及び未入会登録者を訪問し、また、社労士、宅建業者の広告等の実態監察を次の地域で実施した。 苫小牧市、白老町内 早来町内、追分町内、厚真町内 鶴川町内、穂別町内	河合支部長、本間・藤田各理事、富田監事 酒井副支部長、今川・本田各理事 河合支部長、早坂・今川・本間各理事
日 高	昭和 57. 9. 6	日高町役場・農業委員会	金田支部長、伊東監察員
	" 9. 20	門別町役場・農業委員会	同 上
	" 10. 7	静内町役場・農業委員会・保健所・商工会	同 上
	" 10. 13	三石町役場・農業委員会	同 上
	" 10. 16	新冠町役場・農業委員会	同 上

支部名	訪問時期	訪 問 先	訪 問 者
日 高	昭和 57. 10. 25	様似町役場・農業委員会	金田支部長、伊東監察員
	" 10. 29	浦河町役場・農業委員会	同 上
十 勝	昭和 57. 10. 27	帯広市役所、音更・士幌・上士幌・鹿追各町役場、音更・鹿追各町農業委員会	堀口支部長、片桐副支部長、野際監察部長、荒・山崎・鈴木・森田監察部員、平賀本会理事
	" 11. 5	新得・清水・芽室・幕別・池田各町役場、各農業委員会、新得・池田各警察署	
	" 11. 11	豊頃・本別・浦幌・足寄各町役場、各農業委員会、本別警察署	
	" 11. 18	更別・中札内・忠類・大樹・広尾各町村役場、中札内・忠類・大樹各町村農業委員会、広尾警察署	
	" 11. 24	帯広警察署・陸運事務所・帯広保健所、北海道商工連合会十勝支部	
釧 路	昭和 57. 10. 13	阿寒・鶴居各町村役場	畑常任理事
	" 10. 15	釧路市役所、釧路支庁建設指導課	辰尾支部長
	" 10. 21	厚岸町役場 浜中町役場 白糠町役場 音別町役場	前田副支部長 遠藤監事 大沢会員 杉谷会員
	" 10. 23	標茶町役場 弟子屈町役場	高橋会員 黒川会員
	" 10. 26	釧路町役場	前田副支部長
根 室	昭和 57. 9. 4	根室支庁（振興課）、市役所・警察署	山田支部長、本田副支部長、富樫常任理事、高田理事
	" 10. 4	中標津町役場・農業委員会・警察署、根室支庁中標津合同庁舎	
	" 10. 25	中標津保健所・中標津連合町内会	

車庫証明対策特別委員会所管事項

委員会の構成

委員長	伊藤 正敏（札幌支部）	委員	染川賢一郎（旭川支部）
副委員長	佐藤 兆昭（本会業務研修部長）	委員	欠 員（網走支部）
委員	渡辺 明（本会常任理事）	委員	腰山 寛（室蘭支部）
委員	元井 時雄（函館支部）	委員	野際 克彦（十勝支部）
委員	大淵 博之（小樽支部）	委員	前田紀久男（釧路支部）

1. 調査委託団体の指定及び現地調査省略対策活動

中央重点対策との一体化活動として次のとおり協力要請又は陳情等を行ったか進展を見ること
ができなかった。

57. 8 . 23	安 協	葛西会長、伊藤委員長、渡辺委員
"	行政監察局	同 上
9 . 9	道警交通規制課	同 上

2. 道議会対策

調査省略・行政機関の協力等を陳情した。

57. 8 . 10	道議会関係	葛西会長、伊藤委員長、渡辺委員
9 . 2	"	同 上

3. 業務誘致活動

次のとおり業務誘致活動を展開したが、格別の反響が得られず、目下のところ消費者協会の動きと道民の反応に期待している。

(1) 車庫証明書の早期交付要請

57. 8 . 3	陳情書起草	葛西会長、伊藤委員長、渡辺委員
8 . 17	道警交通規制課	同 上
9月~10月	各警察署	各支部で警察署へ陳情
10. 4	道地方課	葛西会長、伊藤委員長、渡辺委員

(2) 業務誘致折衝

57. 7 . 20	中古販	伊藤委員長（全道中古販名簿入手折衝）
9 . 27	"	"（全道中古販名簿入手・各支部に配布）
12. 16	自販連	葛西会長、渡辺委員
58. 1 . 25	札幌トヨタ本社	伊藤委員長
2 . 4	安 協	渡辺委員

(3) ユーザー対策活動

57. 12. 17	ユーザー対策用 はがき（案）検討	伊藤委員長、渡辺委員 （札幌、十勝、苫小牧で試行）
12. 20	道消費者協会	伊藤委員長、渡辺委員
12. 24	道消費者協会	伊藤委員長
58. 1 . 12	"	伊藤委員長、渡辺委員

4. 告発対策

告発の措置は、諸状勢をふまえて慎重を期し、あらゆる角度から検討を加えたが、昭和57年度は一応告発を見合わせることにし、告発する場合には全道的に資料を収集して展開することにした。

57. 4 . 14	告発問題現地協議	伊藤委員長、渡辺委員
7 . 6	告発対策を協議	特別委員会
7 . 6	告発対策を協議	特別委員会
9 . 29	告発問題の検討	渡辺委員
10. 5	"	特別委員会

5. 助成措置

業務誘致活動支部又はセンターに次のとおり助成した。

57. 12. 28	帯広センター	ユーザー対策用はがき、チラシ 各1,000枚現物 交付
58. 1 . 4	札幌センター	各1,000枚現物交付
2 . 2	苫小牧センター	各1,000枚現物交付
3 . 4	告発活動支部助成金	60,000円（1支部）
2 . 28	業務誘致活動助成金	369,900円（8支部）
3 . 4		

支 部 名	活 動 回 数	折 衝 箇 所 数	参 加 人 員	助 成 額
札 幌	17回	67箇所	36名	97,200円
小 樽	10	20	22	59,400
空 知	2	4	2	5,400
室 蘭	2	5	5	13,500
苫 小 牧	3	10	10	27,000
十 勝	24	31	48	129,600
釧 路	1	1	2	5,400
根 室	4	17	12	32,400
計	63	155	137	369,900

6. センターの業務取扱い状況

区 分	1,000件以上	100件以上	50件以上	10件以上	1件以上	0 件	計
57年度 取扱件数	2,896件 (4,169)	1,435件 (1,048)	0件 (152)	198件 (255)	57件 (79)	0件 (0)	4,586件 (5,703)
センター数	2 (2)	6 (4)	0 (2)	9 (10)	15 (20)	7 (18)	39 (56)

センター名	センター長名	処理件数	報酬単価	センター名	センター長名	処理件数	報酬単価
札幌	倉 盛	1,639件	3,500円 内4社 4,000 その他 4,500	留 萌	捨金 昭二	22件	4,500円
江 別	星 享克	—	—	羽 幌	五十嵐芳信	15	4,500
函 館	元井 時雄	5	3,000	天 塩	脇 稔	27	5,000
松 前	中森 勉	3	4,500	枝幸南	金谷真治郎	39	4,100
小 樽	大淵 博之	150	4,750	網 走	川上 恭広	3	7,000
余 市	青木庄次郎	5	4,000 ~5,000	紋 別	吉川 俊宏	27	4,000
岩 内	浅水 秀勝	—	—	遠 軽	高尾 寿夫	—	—
倶知安	中尾 道信	7	5,000	美 幌	山本 哲士	—	—
寿 都	武田 信一	—	—	室 蘭	腰山 寛	168	5,000
岩見沢	新川 司	5	5,000	伊 達	菅原 繁治	12	4,000
美 唄	豊島昭二郎	6	4,000	苫小牧	早坂三郎治	141	5,000
栗 山 (夕張支所)	江良勝三郎	4	5,000	様 似	加藤 鉄二	1	5,000
砂 川	大栗 武雄	5	5,000	静 内	三上 紀一	3	5,000
滝 川	計良 邦雄	13	5,000	新 冠	伊東 幸治	—	—
深 川	須田 和志	16	5,000	帯 広	瀬尾 朝則	447	ディーラー5件以上 1,000 その他 3,500
旭 川	染川賢一郎	348	4,000	本 別	荒 一典	—	—
名 寄	江口 茂	1,257	3,100	釧 路	前田紀久男	2	5,000
士 別	古屋 福治	27	4,000	厚 岸	石黒 重吉	2	5,500
美 深	吉岡 信一	181	3,100	中標津	虻川 茂	1	3,000
富良野	永沼 祐	5	6,000				

第2号議案 昭和57年度一般会計収支決算報告について

第3号議案 昭和57年度特別会計収支決算報告について

第2号議案、第3号議案は報告のとおり承認されました。

(決算報告書は別記1を参照してください。)

監 査 報 告

わたくし、監事の細木貞次です。監事団を代表して、昭和57年度の監査報告を申し上げます。

監査所見のあらまは、別記2の監査報告書のとおりですが、支部長、代議員をはじめ、会員各位の熟読検討を切にお願いする次第です。

なお、この際特に申しあげておきますが、監査報告書は3人の監事が共同して書いた労作であることを御理解願ひ、その内容は監事団として連帯して責任を負います。

さて、報告書には書かれなかったことを少々申し上げます。ひとつは車庫証明問題です。ことし3月開催の57年度第4回支部長会において、支部長会としての意見が出されました。

本会としての対応策は、新しい執行部によって、この総会以後に具体化されるものと思っております。監査報告ではあえてふれておりません。ただ、車庫証明はタナからボタモチが落ちてくる式ののではないこと。また、1,400名のわが会会員の少くとも半数は仕事用または自家用としての車をもっているはずですが、そのうちのなん人がその車の車庫証明を自分の手で、あるいは仲間の会員に依頼しているのでしょうか。

親戚、知人の車庫証明を積極的に勧誘しているのでしょうか。「地域の実情にあった方法で仕事をとる」という特別委員会の方針の具体的実行方法は、こんなところにあるのではないかと思います。

2番目に、研修関係であります。かつて、本会総会で委任代理権が多数決で否認されたことがあります。詳しい内容は時間的余裕がないので申しあげるわけにはいきませんが、本日出席の各位の中にも当時の総会構成員がおられるはずです。

もし、当時の総会構成員の過半数が初歩的法律知識以前とも言える知識があれば、非常識な決議はしなかったはずです。私権の法典である民法を研修科目にとりあげる傾向が少しずつ出てきたことは、基本的学習を重視するあらわれとして歓迎されます。民法第1条の3は、「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」としていますが、まさに行政書士の仕事はここから始まるということを認識すべきでしょう。

3番目に、本会の財政問題ですが、報告書で例年とは趣のちがう報告をしております。その意義をご賢察願ひたいものです。

4番目に、支部規則の整備があります。定時総会の開催時期が明文化されていないもの、総会成立要件が不明確のもの、代議員選任の根拠規定が明示されていない、選任機関と方法が定められていないものなどがあります。昭和46年6月第6次改正行政書士法施行に伴い、本会会則は11月支部規則は翌年の7月ごろまでに、適合させるための改正作業が行われたものです。ところが、旧法当時のままであったり、その後の改正によって法あるいは本会会則に適合しないものになったりしている支部規則があります。理事機関を通じて、改善勧告をした例もありますが、それぞれの支部においても検討されるよう要望します。最後に、今次の改正法施行に伴う臨時総会の開催をはじめ、関係の事務処理が円滑かつ適確に行われたことは、関係役員の実力はもちろんですが、事務局職員が全員一体となって献身的に努力された結果であります。この機会に監事団からも心からの感謝の意を表する次第です。

さて、いつも申しあげておりますが、例年のように一般会員や支部の活動家特にことしは多人数支部の札幌、旭川、網走支部の所属で、文字どおり行政書士を生業としている会員から多くの要望や中味のあるご意見が寄せられました。その中には、監事団としてはすでに関心をもっていた事項もあって、その一部は監査報告の中で答えに代えたものもあります。なお、支部長会の席上本

会監事による支部の監査執行について意見を求められたことがあります。年々監事の職務について、認識と関心が高くなってきたことをこの機会に申しあげて57年度の監査報告とします。

第4号議案 北海道行政書士会会則の一部改正について

次のとおり提案し、万場一致可決されました。

会則の改正案

北海道行政書士会会則の一部を次のように改正する。

別記第3（第66条の表）を次のように改める。

別記第3（会則第66条）

北海道行政書士報酬額

種別	単位	報酬額	摘要
1 考案を要しない書類の作成	1枚	480円以内	構想を要しない簡易なもの
2 考案を要する書類の作成	1枚	960円以内	事情聴取、実地調査あるいは参考資料等により構想を要するもの
3 特に考案を要する書類の作成	1枚	2,000円以内	請願書、不服申立書、反論書その他特別に考案を要するもの
4 提出代行料	1時間	2,300円以内	官公署に提出する書類の提出手続代行
5 相談料	1時間	2,300円以内	専ら相談を受け書類作成に至らなかったとき。
備考	1 副本又は複写による書類の作成については、この報酬額の100分の70以内とする。 2 特に複雑かつ精密な書類の作成については、依頼者の承諾を得て、この報酬額の100分の100以内の額を加算することができる。 3 書類の作成に着手した後、依頼者の請求によりこれを止めたとき又は依頼者の責に帰すべき事由によりこれを完結できなかったときは、その報酬をうけることができる。 4 書類の大きさは、所定の様式あるものを除き、日本工業規格B列4番1枚において1行20字詰24行を標準とする。 5 用紙はすべて行政書士の負担とする。ただし、依頼者が用紙を指定したときは、この限りでない。 6 図面の作成その他の関連業務の報酬額及び旅費は、別に規程に定めるところによる。		

附則

この会則の改正は、昭和58年6月1日から施行する。

改正理由

公務員の給与、賃金、消費者物価指数の上昇率等を考慮して日本行政書士会連合会の「行政書士

の受ける報酬の額の基準に関する規則」が改正され報酬額の引き上げが行われたので、報酬額の改定をするとともに、併せて、別記第3中、備考欄等の文言及び字句の整備をしようとするものです。

第5号議案 昭和58年度事業計画について

次のとおり提案し原案可決されました。

昭和58年度事業計画（案）

基本方針

- ・行政書士の地位の向上
- ・会員の和と団結
- ・健全財政の保持

総務部

1. 対話集会の開催

本会役員との対話集会を1カ所で開催し、相互の理解を深める

2. 官公署との関係協調を深めるため会合等を行う。

3. 法改正に伴う事務処理の整備

法改正に伴う登録事務の改変、登録抹消台帳の整備保存等に事務処理の適正を期す。

経理部

健全財政の確保

1. 登録即入会制度への移行及び行政書士資格の引上げに伴い、登録申請者数及び入会者数の減少が見込まれるので、堅実な収入見積りと支出の抑制に配慮して予算を編成し、適正な予算の運用につとめて健全財政の維持につとめる。

2. 会費滞納額の回収に努力するとともに、その過程において支部の協力を要するものについては、調査又は意見を求め、協力した支部には協力費を交付する。

なお、悪質滞納者に対しては、支払命令等の措置をとる。

企 画 部

1. 法令の研究、業務の改善等の企画立案

- (1) 業務に関する法令等の改正を研究して会員への周知を図る。
- (2) 行政書士業務の専門化と制度化を研究する。

2. 会報の発行

会報を隔月に発行するほか、急を要するものは速報を随時発行する。

3. 報酬額の検討

付随業務報酬額等の検討を行う。

4. 業務の啓発普及宣伝

- (1) 新聞、その他により啓発宣伝を行う。
- (2) 啓発普及資料を作成配布する。

5. 行政事務手続無料相談の開催促進

行政書士業務の周知を図るため、支部を核とした地域住民との相談事業を促進し、実施支部に対しては、次により助成金を交付する。

助 成 要 領

- 随 時 1支部 5万円以内、ただし、1支部で3回以上開催の場合は8万円以内とする。
- 通年実施 1支部 12万円以内

業 務 研 修 部

1. 専門部会の充実強化

次の専門部会とし、部会長及び委員は協力して業務の改善進歩につとめ、部会開催の上研究検討する。

運輸交通部会——運輸事業、自賠責、車両登録、車庫証明など

建設労務——建設業、指名願、社会保険、雇用保険、労災保険、記帳代行、決算諸表、借入申込みなど

民事農地風俗衛生部会——相続、帰化、会社設立、法人設立、告訴（警察署）、農地法、河川法、宅造法、風俗許可、食品衛生許可、旅館業法など

2. 業務資料の作成

業務資料を作成し、会報に掲載するほか、必要な業務資料を別に作成配布する。

3. 支部業務研修会の推進

支部研修会は、各支部4回程度を目途とし、予算の範囲内で次のとおり助成金を交付し推進を図る。

助 成 要 領

- 講師謝礼 部外者 10,000円以内（弁護士等は、倍額とすることができる。）
部内者 8,000円以内
- 会場費 6,000円
- 受講者助成 600円

4. 新入会員研修用資料の作成

5. 特別研修会等の開催

次により建設業会計実務研修会の開催を予定するほか、予算の範囲内において必要な全道研修会を開催する。

○建設業会計実務研修会の開催予定

札幌ほか1箇所において、各2日間開催する。

監 察 部

職域の確保と非行政書士行為の排除

1. 監察強調月間は、9月から10月までの間において各支部が設定する。
2. 全道監察担当者会議の開催
11月に、支部監察担当役員による全道監察担当者会議を開催する。
3. 関係官公署、他士業並びに諸団体への啓発活動の展開
士業間における業務分野の侵食防止を図る。監察強調月間中は、各支部が道の機関、市町村、同農業委員会、商工会等に対し、行政書士の業務に対する理解を深めるための活動を展開して非行政書士行為の防止についての協力を要請する。この活動に必要な各種印刷物などは本会において作成し各支部へ送付する。
4. 違反事案の処理
違反事案の処理は、本会と支部との連携を密にし、支部又は本会が注意、勧告、警告等の措置をとる。

車庫証明対策特別委員会

車庫証明業務の促進

第6号議案 昭和58年度一般会計収支予算について
第7号議案 昭和58年度特別会計収支予算について

一般会計及び特別会計予算案を別記3のとおり一括提案され、原案可決されました。

第8号議案 役員を選任について

会長1人、副会長3人、理事20人、監事3人を選挙委員により選考を行い、
捻金 昭二選考委員長から選考結果の発表があり、万場一致により次の方々が役員に選任されました。

(50音順)

職名	所属支部	氏名	職名	所属支部	氏名
会長	札幌	葛西 義雄 (前)	理事	網走	角田 良一 (前)
副会長	函館	黒島 宇吉郎 (元)	〃	札幌	鳥井 茂 (新)
〃	十勝	豊田 春男 (前)	〃	小樽	中尾 道信 (〃)
〃	日高	日向寺 正幸 (〃)	〃	札幌	能勢 寿雄 (前)
理事	札幌	五十嵐 一寿 (新)	〃	留萌	橋本 雄一 (〃)
〃	室蘭	石川 常次郎 (前)	〃	函館	原 隆俊 (〃)
〃	函館	石村 賢太 (〃)	〃	十勝	平賀 昌夫 (〃)
〃	小樽	北川 清 (〃)	〃	旭川	古屋 福治 (〃)
〃	室蘭	桑原 浅之助 (新)	〃	空知	南 忠一 (〃)
〃	苫小牧	酒井 清蔵 (前)	〃	札幌	渡辺 明 (〃)
〃	札幌	佐々木 兄一 (〃)	監事	十勝	坂下 尊 (新)
〃	網走	佐藤 兆昭 (〃)	〃	小樽	中野 幸一 (前)
〃	旭川	染川 賢一郎 (〃)	〃	釧路	細木 貞次 (〃)
〃	旭川	高橋 武次 (〃)			

第9号議案 綱紀委員会委員の選任について

綱紀委員10人を選考委員により選考を行い、捻金 昭二選考委員長から選考結果の発表があり、万場一致により次の方々が綱紀委員に選任されました。

所属支部	氏名	所属支部	氏名
札幌	小 城 清 二 (前)	室 蘭	菅 原 繁 治 (前)
札幌	阿 部 力 男 (新)	十 勝	野 際 荘 一 (前)
空 知	後 藤 勲 (前)	函 館	長谷川 卓 蔵 (元)
札幌	佐々木 四 郎 (新)	旭 川	横 田 輝 義 (前)
網 走	佐 藤 三千三 (前)	札幌	渡 辺 慶 吉 (前)

定時総会における主な発言と答弁の要旨

—総会における支部長の表決権—

京谷代議員質問 (小樽) 代議員は会則第40条第2項の規定により総会の表決権を有するが支部長については会則第37条第2項に総会構成員の定めはあるが、表決権を規定していないので、支部長の総会における表決権について疑問がある。

渡辺総務部長答弁 会則第17には、支部長及び代議員を総会構成員とする定めがあり、総会構成員の表決権は会則第23条に規定されているので、支部長は総会における表決権を有します。

—諸会議の運営—

米倉代議員質問 会議の構成員と招集についてどのようになっているか知りたいので、理事会、常任理事会、支部長会の議事録及び出席役職名、参考として役職別旅費を示してほしい。

渡辺総務部長答弁 ただいまの件は、用意しているのでお届けします。

米倉代議員質問 (十勝) 資料が届いてからでは時間的に迷惑をかけると思うので端的に申し上げます。理事会、常任理事会、支部長会等に監事が必ず出席していると聞くが、監事は会則で定められた職務があるので執行機関の会議に出席することはどうかと思う、また、招集したのであればその理由を知りたい。監事の意見を求めなければやれないようでは執行部の権威がないように思うが如何か、それから役職別の旅費についても説明してください。

葛西会長答弁 理事会、常任理事会、支部長会の全会議に監事の出席を求めたものではなく、特に重要な会議についてだけ監事の出席を求め、会議の内容について知っていただくようにしています。

それから執行部の自主性を疑うというような御意見ですが、監査の結果、私どもの気の付かない点で間違いもあります。監事からは、会のよりよい運営を進めるための助言をいろいろ受けている

が、執行部は何んでも監事のいうように動いているわけではないことを御理解願います。

なお、旅費については、会則で定められた旅費規程により支出しています。

米倉代議員（十勝） 要点のみ申しますが、会議等は会則にしたがって運営実施すべきであるし旅費については、もっと有効な面に活用すべきであると考えているので、私の申したことを確認してください。

葛西会長 分りました。

— 監察案件の対応 —

阿部代議員質問（札幌） 交通安全協会が自動車免許等の申請書類をサービスとして作成し、会費として1,000円を領収している。また、自動車教習所でも同じことをやっています。私の考えでは、法の番人である警察の外郭団体が違法行為をしているという疑念があり、これを長い間放置しておく、それは行政書士の職域であるといっても、のれんに腕押しになることを心配するので、この問題については、先般書面で本会の方から回答をもらっているが、どのように本会では現況を把握し、どのように対処したかについて答弁願います。

佐々木監察部長 安全協会の書類作成問題は、御存知のように、会費として3年間の更新までの間1,000円を領収し、サービスとして安全協会で書類を書き、その会員に渡しています。したがって、それが即、書類作成の手数料といえるかどうか、これを分離することはなかなかむずかしい、違法性はあるにしてもこれ以上立入ることは困難であるという見解に立ち、また、いろいろ先例も調べた上、札幌支部に通知したとおりです。今後とも監察案件には全神経を集中して参りたいと考えています。

阿部代議員質問（札幌） 免許証更新業務に従事している者の行為について、監察部は具体的にどのように現況を把握して問題解決にあたっているか。

佐々木監察部長答弁 それは、会員が不在中であるのに、補助者が業務に従事しているのは非行政書士行為ではないかとの問題が提起されたので、渡辺総務部長とともに実態を調べ、関係の会員には注意し改善を求めました。

阿部代議員質問（札幌） 補助者のことではなく、行政書士の資格をもたない者が、行政書士の仕事をしているので、その対応策と真剣にとりくんでほしいということです。

豊田副会長答弁 毎年行われている監察担当者会議には、札幌支部からいろいろな情報が出されると期待していたが、これまでは案外少なかった。ただいま提起された問題については、実態がよく分からないので、今後における監察担当者会議の場において十分検討し、解決の途を開いて行きたいと考えているので御了承願います。

— 告 発 問 題 —

鈴木代議員質問（函館） 函館支部から提出した告発状の検討結果について質問します。

- 1 行政書士法違反事件を民事々件としてとらえ、結論づけをしたのではないか
- 2 証拠不十分の見解を示しているが、これは警察又は検察官が補充捜査することによって有罪にもってゆけるのではないか
- 3 報告書別表2記載各項について説明してほしい
- 4 退任者を非告発人としたことを不合理とする理由を知りたい

函館支部では十分検討した結果、告発すべきであるとの結論に達したものであるから、本会では真剣に検討してほしかった。

葛西会長答弁 まず、車庫証明対策特別委員会は、車庫証明対策を所管するために設けた本会の機関です。車庫証明に関する告発状の検討は学識経験のある渡辺委員に指示し、その後、特別委員会及び常任理事会で協議した結果、告発時期を再検討するという結論に達したもので、詳細については特別委員会の副委員長より説明させます。

渡辺委員答弁 私は、命により函館支部から提出された告発状並びに関係書類を詳細に検討し報告書として会長に提出し、その報告書はその後開かれた車庫証明対策特別委員会にかけ、委員会の結論が出たので、その状況を報告いただくことにします。

伊藤車庫証明対策特別委員長答弁 告発問題が提出された段階で、委員会としては慎重に検討し、最終的に学識経験のある渡辺委員に細部検討を担当してもらうことになったわけです。この問題は、函館支部のみならず全国的問題に発展する可能性もあり、日行連の顧問弁護士とも相談した結果がここにあらわれたものです。（続いて渡辺委員の説明、鈴木代議員の反論があり、会場から議事進行の声あり）

辰尾支部長（釧路）意見 車庫証明問題は非常に大事なことですが、質問の内容及び答弁は議題外のことであるから、新執行部で検討することにして議事の進行を望みます。

坂下代議員（十勝）意見 この問題をよく知っているのは函館支部と本会特別委員の方だけで、本日の出席者は内容がよく分からないはずで、法令の解釈を繰り返しているのでは何日もかかるので、今後、新執行部でやるべきことですから、議長は議事運びを考えてほしい。

葛西会長答弁 函館支部では、報告書の文言等に不満があると思いますがこの報告書が原因で告発をとりやめにしたものではないのです。函館支部からの書類の中で拠証できるものは拠証し、あらためて検討するので、もう少し時間をかしてほしいということなので御了承願います。

佐藤車庫証明対策特別委員会副委員長 函館支部から提出された膨大な告発資料は大変な御苦労がしのばれて、私も胸を熱くして読ませていただきました。渡辺委員の報告書は、私見として提出されたものであり、これを総会の場で見解を述べることはどうかと考えています。

委員会では、告発問題を慎重に協議検討した結果結論に達したわけで、その結論を申しますと「現

下の諸状勢から判断し、とりあえず、本件告発は見送ることとする。ただし、告発をするときは、今回の函館支部の収集した資料を参考として検討するよう配慮する。」これが特別委員会の最終的な機関決定で、現下の諸状勢が判断の基準になったものであり、告発状の内容の適否を考慮して決定したものではないことを御理解願います。

一品位の保持と行政書士の地位の向上

米倉代議員発言（十勝） 前回の総会で行政書士の地位の向上のためには品位保持は欠かせない、内部的には、高い品位の向上を図るためにも、綱紀委員を交えて継続的に研究してはどうかと要望したところ、総務部長はそのようにやってゆくと回答がありました。しかし、本年度の事業計画にその内容が組み込まれていないのはどういうわけか、つけ加えますが、外部対策としては対官公署との折衝を積極的にやってもらい、内外両面から行政書士の社会的地位を向上させることが大事だと考えているのでよろしく願います。

渡辺総務部長答弁 行政書士の地位の向上の根底になるのは、まず品位の保持であるという御意見には全く同感で本当に嬉しく思っていますが、品位保持ということは大変むずかしい問題です。

私たち行政書士は、仕事がこなれば飯の食いあげになります。ですから仕事をやって行くには行政書士自身が品位を保たなければならないのが当然であるのに、毎年々年、品位保持を表面に掲げることはどういうものかという意見が出まして検討のすえ、事業計画から品位保持を除くことにしたものです。しかし、品位保持のことは、事業計画に盛りなくても当然やらなければならない性質のものでありますから新入会員に対する研修にとり入れるとか、各種資料を配布するとか、諸会合を活用するなど積極的に品位保持を図るように考えており、決して、後退させるものではないことを御了承願います。

一対話集会の意義等

坂下代議員発言（十勝） 対話集会の目的と意義についてどのような認識をもち、どのような成果があがっているか、特に、対話集会は会員に歓迎されているか、集会の結果を会務に反映させているか、数年前に対話集会に参加したが、積極的に会員の声を聞くという姿勢に欠けていて、出席者の一部には一方的な話ばかりで何んの役にも立たないと評している者もいます。

渡辺総務部長答弁 対話集会は、昭和52年から実施されているが、その目的は、同じ行政書士が一堂に会してお互いにザックバラに意見を述べ合い、今後の会務運営に反映させて行くのではないかというものです。いいかえると対話集会は、隔意のない意見の交換の場といえます。

対話集会の成果についての例をあげますと会報の編集に関して、読みやすいようにしてほしい、業務に直結する資料を多く登載してほしい、などの声があったので、企画部ではそれに向けて改善を検討し、十分といえないまでも会員の皆さんから喜ばれるようになってきました。また、会員の業務

経験や苦労話などを発表してほしい、という要望に対応しては、先輩会員に執筆を依頼して「行政書士成功者の紹介」としてシリーズで会報に掲載しています。

次に、反省と検討の点ですが、集会の場において答えられないものは、後日、電話なり文書でお答えするようにしており、対話集会での意見は、後日各部会で検討の上会務に反映できるものは実施に移しています。なお、出席会員の期待に反する傾向にあるとの御指摘については、私どもの気のつかない面があったと思いますので、今後は十分その点に配慮して会員の期待にそよう努力します。

一車庫証明

後平支部長発言（札幌） 車庫証明問題について提言します。

その前に、さきほど米倉議員から質問のあった、本会の監事がどの会議に何回出席しているか、などを簡単に知らせてください。

札幌支部の会員は、昭和53年に本会の説明を受けてセンターを作り6年になりますが、その成果はあがらず、会員の期待を裏切ったことを反省しています。そこで提言しますが、本会の今後の方針として業部研修部会の一員に車庫証明の業部部会を入れていただく。また、各地区のセンターは個人が引きついで業務をやってはどうか。それから、日本行政3月号に、本会が自動車協会に是正させた、という記事が掲載されているがその内容を説明願います。

渡辺総務部長答弁 後平札幌支部長の質問にお答えします。監事の会議出席は、支部長会4回のうち3回、常任理事会8回のうち2回、理事会4回のうち3回です。

古山代議員表言（函館） 会長は、本年の年頭あいさつの中で「車庫証明業務の完全実施、あるいは行政書士の職域拡大など、いまだ、その目的を達成するに至っていないものもあるが、本会役員はこの目的達成に献身的な努力を続けている。」と述べ、また、57年度の定時総会で、札幌・函館・苫小牧の3人の代議員の質問に対しては、「自販連本部との話し合いはすでに終わった。私どもは、どうしたら車庫証明業務をわれわれのものにできるか、という点にしぼってきた。」と答えています。また、伊藤車庫証明対策特別委員長は、昭和57年度の重点対策に基づいて強力に推進して行くと言っています。しかるに、昭和58年度の車庫証明関係予算を縮小したのは、会員意思を無視したものと思うが、誠意ある答弁を求めます。

大淵代議員発言（小樽） 車庫証明だけがわれわれ行政書士の仕事ではない、といっている先生もいるが、これはとらえ方が違っているのではないかと思います。なぜならば、車庫証明問題は国会においてわれわれの業務であると明確にさせていただき、かつ、関係省庁の御協力により自販連と日行連との間で覚書が交わされたのです。それ以来、わが会では「少しでも業務がわれわれの方にくる、だからセンターを作ってやれくれ」ということで資金を出し合って、この仕事にとりくんできたが、仕事がこないため1年余りで意気消沈しやる気をなくしたのです。また車庫証明の報酬額を安くすれば

仕事がかかるという観測で、札幌は、当初2,500円で始め、現在は4,000円ぐらいのようだが、影響を与えています。(販売店と行政書士の報酬、各センターにおける報酬額の差異を説明) 正当報酬額を勘案して報酬額の統一をはかり、会員にとっても魅力あるものにしなければ、業務誘致は困難です。これまでの6年間の貴重な経験を生かして、誘致活動を展開してほしい。

業務誘致対策は中央段階においてやる、本会はその活動方針等に随行することですが、積極的に車庫証明は、行政書士の仕事であるという認識をもって、強い意思と覚悟でやってほしい。特別委員会を解散するようなことをすれば、今後の活動に支障があると思います。

本田代議員発言(苫小牧) 車庫証明の業務誘致については、これまで会長はじめ役員の方々が御努力を重ねてきたことを私ども会員は感謝しています。

これまでの活動に実りがなかったのは、政治権力者の一部と自動車販売業者との係わり合いが深かったため、法をゆがめて行政書士本来の業務である車庫証明の業務誘致ができなかったのではないかと疑心を持っています。

われわれ行政書士は、何んとしても車庫証明業務をわれわれの仕事としてやりたいし、会員1400余名の生活がかかっている業務です。これからは、今までの活動をさらに強め、この度道民党とし公平、平等の公約をした横路知事に要望して活路を見出してほしい。

佐藤車庫証明対策特別委員会副委員長答弁 車庫証明問題についての去る3月の支部長会における意見では、この問題の解決は、中央段階でやるのが最も効果的であり、単会のみでやることは無理であるので、長い時間をかけてやらないと解決するものではないとの意見もあり、これまで単独でやっていた特別委員会の仕事を、業務研修部に吸収してやるということにしたのです。しかし、委員会を全くなくするというのではなく、存続させる考えでいます。したがって、予算面においては、委員会の予算が減少する結果になったものであることを御了承願います。その他の点については、会長から答弁があります。

葛西会長答弁 函館支部からの御質問は、ただいま佐藤副委員長の方から執行部の中に吸収してやってゆくと説明のあったとおりです。今後は、執行部の中に対策委員会を設けて処理してゆきたいと考えています。センターを個人方式にしてはという御意見についてですが、これは過去のいろいろな事情もあり、わが会はセンター方式を採用するという方針を定め、それをもとに現在に至っているわけですが、いろいろと御意見もでておりますので、今後、新執行部において検討し、センター方式、あるいは個人方式のいずれにするか決めてもらおうと考えています。

自動車協会が、車庫証明の街頭放送をしているとの通報を受けましたので、監察担当の副会長と部長が現地に出向いて話し合いをし、この問題は解決しています。小樽の大淵代議員の御要望の趣旨は十分了解しました。

苫小牧、本田代議員の新知事に対する要望のことについては、積極的にやっていただくように新執行部に申し送りしたいと考えています。なお、中央における日行連と自販連本部との関係は、いつ

でもテーブルに付けるようになってきているが、日行連としては対自販連との話し合いと同時に政治的解決を図ることが最もよいのではないかと、いう考え方を持っています。したがって、本会としては日行連の方を側面的に協力してゆこうとの考え方を持っています。

伊藤車庫証明対策特別委員長 昭和52年以来、特別委員会において車庫証明業務に全力を注いできたが、その目的を達成できなかったことを深くお詫びします。

今後は、新執行部において1日でも早く本問題の解決に努力していただくようお願いし、私どもの任期も今日で終ることになるので、この席をかりてこれまでの御協力に謝意を表します。

古山代議員質問(函館) 車庫証明対策特別委員会の発展的解消は、特別委員会の決定によるものか、また、支部長会、理事会が決定したものか。これからの交渉は中央段階でやることであるが、日行連の責任者である葛西会長の考え方を聞きたい。また特別委員会を解散して業部研修部に移すことになると、これまでの委員はどうするのか、その点についてもお聞きしたい。

河合支部長関連質問(苫小牧) さきほどの会長の答弁の中で自販連本部とは、いつでもテーブルにつけるといっているが、その話は、昨年10月頃から耳にしている。テーブルにつけるのに、どうして話し合わないのか、その事情を説明してほしい。

葛西会長答弁 まず、古山代議員の質問にお答えします。委員会はまだ解散してはおりません。委員の任期は、本会の役員の任期と同じであり、今日任期が切れると御理解願います。また、これまで車庫証明関係の予算は、120万円程度であったが支部長会の要望や御意見もあって、今後は小人数でやろうということで予算を削減したのです。特別委員会は解散せず、いつでも活動できるように残す方針なので御理解願います。

次は、苫小牧支部長の御質問ですが、なぜ自販連とテーブルにつかないのか、ということですが、これまで何回か話し合いをしており、昨年の暮れに、自販連本部の法規部長が変わった時点で会合を持ち、そのときの話しでは、当然行政書士会の話も聞いているので、今後は、自販連の下部組織に対して強力な指導をしてゆくからもう少し時間を貸してほしい、ユーザー及びディーラーとの関係と、行政書士に対する車庫証明業務の依頼については、積極的に話し合いをするように指導する旨の説明がありました。わたくしは、これまでの話し合いの記録があるので新執行部において継続的な活動を推進してゆくよう、申し送りをしたいと考えています。

— 監察活動用印刷物 —

京谷代議員発言(小樽) 昨年の総会において、高価で少ない看板を作るよりも、安く多くのポスターを増やし、会員の事務所、市町村等に掲示してはどうかと提案したのに対し、前向きな答弁がありました。本年度の予算には、ポスターの印刷費を計上していないが、その理由をお聞きしたい。

佐々木監察部長 ポスター、チラシ等の印刷は、企画部において作成したものを監察活動用に使うという考え方で、本年度は一括して企画部予算の中に計上しているので、御了承願います。

一 予算科目一

京谷代議員発言（小樽）予算の見出しは、款項目で表示されているが、目は2段階しかないので合致していない。節の科目を整理して目を設けてはどうか、また、予算科目を変更したものについては、古い科目に○印をして残し、新しい科目と併記する方法が正しいと思います。

日向寺副会長答弁 ただいまの御質問はあなたの御意見のとおりもっともです。本会の予算様式の方は、款項目となっているわけですが、中味の予算科目は款と項だけで目のない予算になっています。次に科目の変更については、お説のとおりでございますが、新しい科目には、変更前の科目に計上していた数字を入れて見やすいように作成しているので、省略している面もありますが、この予算で御了承願います。

(別記1)

昭和57年度 決算 報告 書

昭和57年度一般会計収支決算

款 項 目	節	当初予算額	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に対する増減	説 明
1. 会 費		68,370,000 ^円	68,370,000 ^円	72,189,445 ^円	68,116,685 ^円	33,000 ^円	4,039,780 ^円	1,746,865 ^円	
(1)現年度分	現年度会費	63,528,000	63,528,000	68,057,000	64,837,520	0	3,219,480	1,309,520	収 納 率 95.3% 64,837,520円
(2)前納繰越分	前納繰越会費	2,842,000	2,842,000	4,132,445	3,279,145	33,000	820,300	437,145	収 納 率 80.0% 3,279,145円
2. 入 会 金		3,000,000	3,000,000	3,090,000	3,090,000	0	0	90,000	
(山)入会金	入会金	3,000,000	3,000,000	3,090,000	3,090,000	0	0	90,000	103名×30,000円 3,090,000円
3. 手 数 料		1,200,000	1,200,000	1,480,000	1,480,000	0	0	280,000	
(1)登録手数料	登録手数料	1,200,000	1,200,000	1,480,000	1,480,000	0	0	280,000	148名×10,000円 1,480,000円
4. 補 助 金		2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	0	0	0	
(1)道補助金	道補助金	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	0	0	0	道研修事業補助金 2,900,000円
5. 繰 入 金		5,244,000	5,244,000	2,000,000	2,000,000	0	0	△3,244,000	
(山)基金繰入金	基金繰入金	5,244,000	5,244,000	2,000,000	2,000,000	0	0	△3,244,000	基金繰入金 2,000,000円
6. 繰 越 金		4,714,000	4,714,959	4,714,959	4,714,959	0	0	959	
(1)前年度繰越金	前年度繰越金	4,714,000	4,714,000	4,714,959	4,714,959	0	0	959	前年度繰越金 4,714,959円
7. 雑 収 入		550,000	550,000	1,053,731	1,053,731	0	0	503,731	
(山)雑 収 入	雑 収 入	550,000	550,000	1,053,731	1,053,731	0	0	503,731	日行連協議会交付金 350,000円 日行連総会出席助成 307,000円 総 会 祝 儀 30,000円 預 金 利 子 81,665円 図書料戻手数料 68,510円 共済年金手数料 43,736円 あてな印刷使用料 18,000円 支払命令手続費用 15,800円 通 話 料 13,299円 コピー使用収入 19,470円 業務案内チラシ頒布収入 33,000円 政治連盟事務所賃賃料 60,000円 物品売払収入 9,740円 その他 3,600円
合 計		83,978,000	83,978,000	87,428,135	83,355,355	33,000	4,039,780	△ 822,645	

款 項 目	節	当初予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に対する増減	説 明
1. 総務管理費		68,680,000	0	68,680,000	64,497,233	△ 4,182,767	
(山)会 議 費	会 議 費	11,526,000	○負担金 連合会会費へ △ 24,600	11,501,400	9,707,660	△ 1,793,740	総 会 2,664,920円 理 事 会 1,872,920円 常 任 理 事 会 1,151,916円 役員・支部長合同 747,100円 支 部 長 会 1,786,910円 支 務 部 会 280,400円 経 理 部 会 297,240円 正・副会長会議 50,170円 諸 会 議 507,690円 官公署連絡会議費 315,280円 カセットテープ 33,120円
(2)支 部 交 付 金	支部交付金	17,437,000	0	17,437,000	17,437,000	0	支部運営一般交付金 17,437,000円
(3)負 担 金	連合会会費	9,927,000	○会議費から 24,600	9,951,600	9,951,600	0	連 合 会 会 費 会員1人月550円×1,408名 ×3ヵ月(4月~6月) 2,323,200円 会員1人月600円×1,408名 ×3ヵ月(7月~9月) 2,534,400円 会員1人月600円×1,415名 ×6ヵ月(10月~3月) 5,094,000円
(4)総 務 費		18,454,000	0	18,454,000	17,444,279	△ 1,009,721	
	監 査 費	610,000	0	610,000	376,460	△ 233,540	監 査 費 307,260円 監 立 会 旅 費 69,200円
	給 料 手 当	12,927,000	○総務費 福利厚生費へ △ 6,429	12,920,571	12,920,571	0	給 料 手 当 7,800,000円 扶 養 手 当 304,800円 通 勤 手 当 342,315円 時 間 外 勤 務 手 当 980,168円 期 末 手 当 2,701,600円 燃 料 手 当 625,248円 臨 時 職 員 賃 金 166,500円

款 項 目	節	当初予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に 対する増減	説 明
福利厚生費	福利厚生費	1,008,000	○総務費 給料手当から 給支出金から 6,429 50,210	1,064,639	1,064,639	0	法定福利厚生費 991,399円 職員レクリエーション 64,040円 救急薬品代 6,709円 社会保険協会費 2,500円
	弔慰見舞金	400,000	0	400,000	287,000	△ 113,000	香 典 160,000円 供 物 代 27,000円 病 氣 見 舞 100,000円
	諸支出金	3,509,000	○総務費 福利厚生費へ △ 50,210	3,458,790	2,795,609	△ 663,181	特別会計繰出 1,440,000円 滞納整理対策費 6,970円 滞納整理対策支部協力交付金 51,000円 対話集会開催経費 427,440円 行政書士叙勲祝賀会 258,000円 地方協議会諸費 183,519円 冷房器具取付工事費 393,620円 総会議事録作成費 40,000円 法人道民校 2,000円 そ の 他 5,000円
(5) 需用費		8,575,000	0	8,575,000	7,414,050	△ 1,160,950	
備品費	備品費	766,000	0	766,000	757,280	△ 8,720	冷房器具 566,000円 会員証バック器 93,600円 加温器 68,100円 マイクロカセットレコーダー 29,580円
	消耗品費	836,000	0	836,000	672,677	△ 163,323	三田コピー用紙他 422,300円 新入会員交付用ゴム印 116,000円 タイプ用品 9,480円 おて名カード(打込) 18,640円 ゴム印各種 15,920円 発送資材 25,603円 ヘッドホーン 4,080円 事務用消耗品 60,654円
	印刷費	1,086,000	○需用費 通信運搬費から 226,400	1,312,400	1,312,400	0	議案印刷 244,000円 新入会員交付用会員証 126,000円 会員名簿増刷 330,000円 会員のうき 98,000円 登録・会関係 40,500円 経理関係 149,900円 関連印刷費 120,500円 封筒 96,500円 その他 107,000円
通信運搬費	2,652,000	○需用費 印刷費へ △ 226,400	2,425,600	1,694,580	△ 731,020	切手・はがき購入 380,300円 会費納入・督促 392,110円 全会員発送費 254,480円 電話料 618,590円 トラック便発送 49,100円	
光熱水費	618,000	0	618,000	490,150	△ 127,850	電 気 料 116,950円 水 道 料 26,800円 ガ ス 料 42,600円 暖 房 料 303,800円	
借上料	2,045,000	0	2,045,000	2,044,800	△ 200	事務局借上料 月 170,400円×12ヵ月 2,044,800円	
雑費	572,000	0	572,000	442,163	△ 129,837	会費・会館建設資金払込料 203,640円 共同管理費 84,250円 茶 代 32,880円 新 聞 代 31,200円 ハイヤー・バス代 4,130円 事務機修理代 25,980円 そ の 他 60,083円	
(6) 旅 費	旅 費	2,111,000	0	2,111,000	2,085,865	△ 25,135	日 行 連 総 会 1,077,320円 全 国 会 長 会 議 128,380円 支 部 行 事 158,620円 支 部 決 議 旅 費 164,785円 全 道 監 察 担 当 者 会 議 98,000円 官 公 署 団 体 連 絡 会 議 176,200円 役 員 行 動 旅 費 282,560円
(7) 渉 外 費	交 際 費	650,000	0	650,000	456,779	△ 193,221	支 部 行 事 等 祝 儀 100,000円 各 士 業 団 体 関 係 30,000円 餞 別 20,000円 香 典 100,000円 米 客 接 待 67,779円 日 行 連 懇 親 会 負 担 金 42,000円 そ の 他 会 長 交 際 費 97,000円

款 項 目	節	当初予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に 対する増減	説 明
2. 企 画 費		4,300,000	0	4,300,000	4,135,040	△ 164,960	
(1) 企 画 計 画 費		646,000	△ 119,190	526,810	525,070	△ 1,740	
活動費	活動費	471,000	○企画計画費 印刷費へ △ 12,000 ○啓発指導費 活動費へ △ 119,190	339,810	339,810	0	部 活 動 費 282,410円 57,400円
	図書費	160,000	0	160,000	158,260	△ 1,740	官 報 追 録 30,240円 各 種 追 録 126,220円 そ の 他 1,800円
	印刷費	15,000	○企画計画費 活動費から 12,000	27,000	27,000	0	アンケート用はがき 15,000円 ミニカレンダー見本 12,000円
(2) 会 報 発 行 費		2,814,000	△ 42,140	2,771,860	2,608,640	△ 163,220	
編集費	編集費	306,000	○会報発行費 印刷費から 68,680	374,680	374,680	0	編 集 活 動 費 348,810円 投 稿 謝 礼 25,470円 そ の 他 400円
	印刷費	1,260,000	○会報発行費 編集費へ △ 68,680	1,191,320	1,154,560	△ 36,760	会 報 特 集 号 578,200円 536,800円 39,560円
	通信費	1,200,000	○啓発指導費 活動費へ △ 42,140	1,157,860	1,065,400	△ 92,460	会 報 送 料 1,065,400円
	賃 金	48,000	0	48,000	14,000	△ 34,000	臨 時 職 員 賃 金 14,000円
(3) 啓 発 指 導 費	活動費	840,000	○企画計画費 活動費から 119,190 ○会報発行費 編集費から 42,140	1,001,330	1,001,330	0	行政事務手続無料相談助成 370,000円 新 聞 広 告 270,000円 業 務 案 内 し お り 印 刷 107,000円 ポスター印刷 235,000円 そ の 他 19,330円
3. 業 務 研 修 費		5,100,000	3,045	5,103,045	5,103,045	0	
(1) 研 究 研 修 会 費		3,330,000	△ 721,415	2,608,585	2,608,585	0	
活動費	活動費	3,240,000	○研究研修会費 図書費へ △ 30,545 ○専門部会費 活動費へ △ 154,660 印刷費へ △ 380,835 通信費へ △ 153,200	2,520,760	2,520,760	0	支 部 研 修 会 助 成 1,613,000円 講 師 旅 費 32,600円 新 入 会 員 研 修 会 224,890円 建 設 業 会 計 研 修 会 295,450円 支 部 業 務 指 導 者 研 修 会 347,700円 そ の 他 7,120円
	印刷費	70,000	○専門部会費 印刷費へ △ 32,720	37,280	37,280	0	新 入 会 員 研 修 会 案 内 他 10,500円 建 設 業 会 計 研 修 会 案 内 他 26,780円
	図書費	20,000	○研究研修会費 活動費から 30,545	50,545	50,545	0	建 設 業 会 計 研 修 会 資 料 50,000円 そ の 他 545円
(2) 専 門 部 会 費		1,770,000	724,460	2,494,460	2,494,460	0	
活動費	活動費	1,330,000	○研究研修会費 活動費から 154,660	1,484,660	1,484,660	0	部 専 門 部 会 会 費 787,070円 中 央 研 修 227,920円 全 国 担 当 者 会 議 244,880円 業 務 資 料 検 討 118,600円 そ の 他 25,000円 81,190円
	印刷費	280,000	○研究研修会費 活動費から 380,835 印刷費から 32,720 ○予備費から 2,845	696,400	696,400	0	人 名 に 用 いる 漢 字 相 続 法 24,000円 商 法 正 改 正 の 要 点 320,000円 図 書 案 内 62,400円 ポ ス タ ー 90,000円 200,000円
	通信費	150,000	○研究研修会費 活動費から 153,200	303,200	303,200	0	各 種 業 務 資 料 送 料 303,200円
図書費	10,000	○予備費から 200	10,200	10,200	0	図 書 購 入 費 10,200円	
4. 監 察 部 費		1,448,000	0	1,448,000	1,365,900	△ 82,100	
(1) 監 察 部 費	活動費	1,448,000	0	1,448,000	1,365,900	△ 82,100	部 監 察 会 165,010円 全 道 監 察 担 当 者 会 議 594,100円 全 国 担 当 者 会 議 45,000円 看 察 要 請 書 印 刷 334,300円 監 察 活 動 対 策 結 算 12,000円 215,490円
5. 登 録 資 格 審 査 委 員 会 費		390,000	0	390,000	335,000	△ 55,000	
(1) 登 録 資 格 審 査 委 員 会 費	委員会費	390,000	0	390,000	335,000	△ 55,000	委 員 会 開 催 費 335,000円

財 産 目 録

昭和57年度末現在

款 項 目	節	当初予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に 対する増減	説 明
6. 綱紀委員会費		710,000	0	710,000	207,050	△ 502,950	
(1) 綱紀委員会費	活動費	710,000	0	710,000	207,050	△ 502,950	委員会開催費 123,300円 調査諸費 83,750円
7. 特別委員会費		1,900,000	0	1,900,000	1,815,530	△ 84,470	
(1) 車庫対策委員会費	活動費	1,900,000		1,900,000	1,815,530	△ 84,470	委員会開催費 777,370円 誘致活動助成 369,900円 特別対策助成 60,000円 対策活動諸費 412,340円 ユーザー対策はがき・ちらし 150,000円 陳情書印刷 18,000円 文書発送 6,880円 その他 21,040円
8. 積立金		850,000	0	850,000	850,000	0	
(1) 積立金	積立金	850,000	0	850,000	850,000	0	退職積立金 850,000円
9. 予備費		600,000	△ 3,045	596,955	0	△ 596,955	
(1) 予備費	予備費	600,000	○業務研修費 専門部会費 印刷費へ△ 2,845 図書費へ△ 200	596,955	0	△ 596,955	
合 計		83,978,000	0	83,978,000	78,308,798	△ 5,669,202	

収入支出差引残額 5,046,557円
翌年度へ繰越 5,046,557円

昭和57年度特別会計収支決算

科 目	当初予算額	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	予算現額に 対する増減	説 明
1. 物品頒布収入	4,021,000	4,021,000	3,488,715	3,464,315	24,400	△ 556,685	物品頒布収入 3,424,545円 過年度収入 39,770円
2. 一般会計繰入金	1,440,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000	0	0	一般会計繰入金 1,440,000円
3. 前年度繰越金	270,000	270,000	270,196	270,196	0	196	前年度繰越金 270,196円
4. 雑収入	60,000	60,000	48,584	48,344	240	△ 11,656	送料 46,730円 預金利子 1,614円 過年度収入 0円
合 計	5,791,000	5,791,000	5,247,495	5,222,855	24,840	△ 568,145	

科 目	当初予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に 対する増減	説 明
1. 仕入費	977,000	印刷工料から 86,444	1,063,444	1,063,444	0	経理の基礎的知識他16品目購入費 1,063,444円
2. 印刷工料	1,776,000	仕入費へ △ 86,444	1,689,556	1,378,650	△ 310,906	略章他6品目印刷製造費 1,378,650円
3. 人件費	2,638,000	0	2,638,000	2,606,500	△ 31,500	給料 1,704,000円 燃料手当 78,156円 期末手当 568,000円 法定福利厚生費 通勤手当 68,940円 187,404円
4. 発送費	70,000	0	70,000	54,990	△ 15,010	発送費 11,990円 発送資材他 43,000円
5. 雑費	30,000	0	30,000	10,790	△ 19,210	幹旋物資価格表 6,000円 用紙運搬費他 4,790円
6. 予備費	300,000	0	300,000	0	△ 300,000	
合 計	5,791,000	0	5,791,000	5,114,374	△ 676,626	

収入支出差引残額 108,481円
翌年度へ繰越 108,481円

区 分	金 額	摘 要
1. 現 金	A 39,357円	
2. 預 金		A + B = 9,375,091円
(1) 積立金以外の分		一般会計剰余金 5,046,557円
銀行普通預金	5,818,627	特別会計剰余金 108,481円
銀行当座預金	164,144	預り金 4,220,053円
郵便振替貯金	1,336,080	計 9,375,091円
中期国債ファンド	2,016,883	
小 計	B 9,335,734	
(2) 積立金分		財政調整積立金 11,515,533円
中期国債ファンド	3,711,051	職員退職積立金 3,514,785円
郵便定額貯金	2,834,000	計 15,030,318円
銀行定期預金	7,592,831	
銀行普通預金	892,436	
小 計	15,030,318	
預 金 計	24,366,052	
3. 未 収 金		
(1) 57年度分会費分	3,219,480	
(2) 56年度以前分 "	820,300	一般会計分
小 計	4,039,780	
(3) 幹旋物資代金(含送料)		特別会計分
(全部57年度分)	24,640	
未 収 金 計	4,064,420	
4. 敷 金	1,420,000	札幌市中央区北1条西7丁目タキモビル棟に差入れ
5. 幹旋物資棚卸品	1,117,352	特別会計分
6. 什 器 備 品	2,368,730	原価償却後の残存価格
7. 電 話 加 入 権	44,191	
資 産 合 計	33,420,102	
1. 未 払 金	0	
2. 預 り 金		
社会保険掛金	83,625	
雇用保険掛金	28,541	
源泉所得税	164,104	
住 民 税	249,400	
会館建設資金借入金	1,845,000	
58年度分会費	1,406,840	
入会金(58年度当初 入会金分)	324,000	
幹旋物資代金預り金	118,543	
計	4,220,053	
3. その他負債	0	
負 債 合 計	4,220,053	

積立金の状況

自昭和57年4月1日 至昭和58年3月31日

区分	財政調整積立金	退職積立金	計	摘要
期首積立金	12,481,498 ^円	2,521,909 ^円	15,003,407 ^円	
57年度中	積立額	0	850,000	
	取らずし額	△ 2,000,000	△ 2,000,000	一般会計繰入金
	預金利息	1,034,035	1,176,911	
期末積立金	11,515,533	3,514,785	15,030,318	

(別記2)

昭和57年度監査報告書

昭和58年5月22日

監事 細木貞次
監事 中野幸一
監事 橋本幸松

本会会則第75条第2項の規定により、昭和57年度の監査の結果を以下のとおり報告します。

はじめに

毎年度の定時総会においては、その年度の事業計画案とともに基本方針が提案されます。

総会では、事業計画だけが審議され、「基本方針」そのものが討論の対象とされたことがないこともあって、一部に議決外の事項と思ひこんだり、あるいは「基本方針」が事業計画とともに議決されても、その遵守の義務と責任は、理事機関のみが負うものであって、その他の機関、すなわち支部長会や支部機関あるいは総会構成員である支部長や代議員はその範囲外である、とする向きもあります。

言うまでもなく、総会は本会の最高の機関であって、その決定は会則と同じように、本会のすべての機関および全会員を拘束し、その遵守と実践を強制するものです。

57年度の基本方針は、前年に引き続き次の3項目とされました。

- ◇ 行政書士の地位の向上
- ◇ 会員の和と団結
- ◇ 健全財政の保持

事業計画や予算の執行はもちろん、理事会や支部長会などの本会の機関をはじめ、支部機関

の運営も含めて、すべてが基本方針にそうものでなければならぬことは当然です。

本会の監査は、会則および会則施行規程の定めるところに従い、関係法令、会則並びに関係の規程、総会および各機関の決定の遵守と実践を第一として、厳正に執行していることは言うまでもありません。

行政書士法施行規則第15条第2項は、行政書士会の記録および帳簿について会員の閲覧請求権を規定しています。

監事による監査の執行は、会員の閲覧請求権を会員に代わって行使する、という意味もあることを申しあげておきます。

昭和57年度の監査の結果について、以下に若干の所見を申しあげます。

1 本会財政の現状と将来

昭和57年度一般会計の決算は、収入において83,355千円、58年度への繰越金5,046千円、別に財政調整積立金11,515千円を有しているもので、57年度末では財政規模の約20%相当の余裕があり、現状では基本方針の「健全財政の保持」が一応守られたことになりま

す。

しかし、今後の本会収入財源については、会員数増加の鈍化、道補助金の見直しなど不安定要素がないわけではありません。

ちなみに、57年度中の財政調整積立金の移動状況を見ると、年度中の積み増しはゼロであり、一方取り崩しについては一般会計への繰り入れ予算額 5,244 千円のところ、実際の取り崩しは 2,000 千円にとどまったとは言いながら、58年度予算原案によれば積み増しの計画はゼロで、逆に積立金の約50%に相当する 5,715 千円の取り崩しが予定されております。

このことは、本会の財政事情が好ましくない方向に動いていることを示すものであり、この傾向が続くとすれば、59年度には財政調整積立金が皆無となる可能性も予測されます。

従って、今後も引き続き健全財政を持続させるためには、理事機関はもちろんのこと、本会のすべての機関が重大決意をもって真剣に取り組む必要があります。

なお、今回から新たに積立金の期中移動状況を示す表を決算書に添付することを助言したところ、「積立金の状況」としてただちに実行されたこと、また、手元流動性資金の有利な運用対策として短期資金の運用に最適の「中期国債ファンド」の預託利用を助言したところ、即時実行されていることを報告しておきます。

2 支部交付金と支部財政

57年度における支部運営一般交付金の総額は、17,437 千円（最高は札幌支部の 4,826 千円、最低は日高支部の 393 千円）で、会費収入に占める割合は 25.6%に相当します。この支部交付金の額は、14支部の収入予算合計の約66%を占め、時系列的に支部財政に占める交付金の割合を見ると、55年度約55%、56年度約59%、57年度約66%と漸増傾向で推移していることがわかります。

一方、支部財政における年度末繰越金は、55年度末 6,988 千円（支部収入の 25.5%）、56年度末 4,432 千円（同 13.8%）であります。

このうち、年度末繰越金の最も多い支部は55年度末では函館支部の 43.83%（支部収入に対する割合）、56年度末では小樽支部の 28.27%となっています。

なお、14支部のうち、財政調整積立金を保有している支部は、旭川、函館、小樽、釧路の4支部があり、そのほか電話加入権（札幌、函館、旭川）、事務所の借り上げ敷金、電子コピーと言われる高性能普通紙複写機（いずれも札幌）、国債等を保有している支部もあります。

また、相当数の支部が独自に「慶弔規程」「旅費規程」等を制定し、その定額はいずれも本会のそれを上回るものとなっています。

釧路支部は、生命保険会社を受託機関として昭和54年10月「福祉年金」制度を創設し、この制度から生ずる配当金を原資として「共済基金」と称する独自の共済事業があります。事務費のみを一般会計で支弁しているようですが、異色ある支部活動として注目と関心をよせる必要があるかと思えます。

支部活動を保障する自主財源のひとつとして支部会費を徴収している支部は56年度では6支部、57年度は5支部となりました（釧路 7,200 円、宗谷 3,000 円、函館 2,400 円、空知 2,040 円、旭川 1,200 円、いずれも年額）。

全体として支部の財政事情は数年前とは比較にならないほど余裕のあるものと言うことができます。支部会費の徴収を57年度では凍結した支部もありますが、その理由は財政に余裕ができたので徴収しなくても支部の運営ができる、ということでした。

さて、この際特に指摘をしておきますが

支部運営一般交付金の算定要素には、定時総会開催も重要な要件のひとつとなっていることは支部長各位は当然のこととして理解されているはずですが、数年にわたって「定時総会が定時に開催」されない例があります。

また、支部収支決算報告書の信ぴょう性が疑われるようなものとして、本会から交付の交付金、助成金の決算額が符合しない、事情説明ができないなどの例があったことは極めて遺憾であり、当該支部機関はもとより、支部長会においても重要課題として特段の関心をもたれるよう要望します。

以上が支部交付金等および支部財政事情の推移の概要であります。

3 予算執行および出納関係

本年5月4日、本会会則第75条第1項に基づき、昭和57年度一般会計並びに同特別会計収支決算について監査を執行しました。

提出された収入支出決算書、財政目録、関係諸帳簿および証拠書類の全部にわたって詳細かつ厳正にこれを監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めました。

全般的な本会の財政事情については、別項で既に申しあげたとおりますが、本項では会費の収納状況について若干申しあげておきます。

言うまでもなく会費は本会の唯一の自主財源であり、かつ、本会財政の根幹をなすものであります。

現行の支部運営一般交付金は、支部別交付額を一般会計収支予算議決と同時に確定し、その交付時期は年度当初にはば3分の1相当額を概算交付したのち、11月ないし12月上旬までには全額の交付を完了しているのが慣行とされています。

こういうやり方は、支部活動を財政的に保障するという原則に基づくものであります。

交付金の算定方法については、特に多人数支部の支部長およびそれらの一部会員から若

干の異論もあるようですが、もともと「支部交付金」制度には、歴史的な経過があり、数年前から見ると現行の方法は画期的なものであり、かつ、一定の合理性のあるものと言うことができます。

会費収納率の消長に左右されることなく支部運営一般交付金を交付することにより、会費収納率の低下は直ちに本会の事業執行に影響するばかりではなく、公共性の高い本会の機能を低下させる直接原因となるものです。

57年度における現年度分会費収納率は95.3%で、ほぼ前年度程度であります。

また、滞納繰越分については80%の収納率を示しました。

これらは、理事機関をはじめ、支部長会、各支部機関の努力の成果であり、また、会員意識の向上のあらわれであるものと思います。

また、このように高率の収納率を維持するため、事務局職員各位の格別の努力がそれをささえていることも、この際特につけ加えておきます。

次に、長期滞納者等の対応策については、支部長会の協力を得て、不納欠損処分基準などが制度化される方向にあるようですが、滞納者個人に対する事情調査と、欠損処分については、なお一層の努力を期待します。

4 会務執行関係

財政関係を除く会務の執行状況について、その概要を以下に報告します。

(1) 各機関の権能、職務内容について

昨年度の監査報告書でも申しあげていますが、本年もまた全く同じことを申しあげなければならないことを遺憾に思います。

本会各機関の権能、議決事項、職務内容等は、本会会則、会則施行規程にそれぞれ規定されているところですが、一部に誤解ないしは適用を誤っているのではないかとと思われる部分があります。

各機関は、関係の法令、会則並びに規程

はもちろん、先例、通達、機関の決定等の理解と習熟に努め、それぞれの執行に誤りのないよう要望します。

なお、この報告書の中で、しばしば「本会の機関」と言う用語が使われていますが「本会の機関」とは、総会、理事会、常任理事会、支部長会、綱紀委員会、行政書士登録資格審査委員会だけではなく、会長、副会長、理事、監事、支部長など構成員のすべてを含むものであることを特に申しあげておきます。

(2) 会議（機関）の運営と議決（決定）事項の確認について

本項も前年同様のことを申しあげますが報告事項の承認手続の不備あるいはある種の発言に対して積極的な反対発言や賛成意見がないまま「黙示の効力」的に「議決」がなされたり、会議の主宰者あるいは議長または司会者の発言が、賛否の討論を経ないでそのまま「議決」とされている事例があります。

録音テープを再生してもなお議決の内容が判然としないもの、あるいは適切を欠く発言に対して議長が会議の執行権を発動しない事例もあります。

会議（機関）の主宰者、執行者はもちろん、構成員各自は議決の内容を確認すること、議事録など記録の署名者はそれらの内容を確認して署名押印することを特に要望します。

(3) 「品位保持」に関連して

本会会報第135号（58.3.15付発行）で、会費納入についての経理部のお願い（14ページ）の中で、払込人の住所、氏名欄に「〇〇会計事務所」、「〇〇測量」などと書いていることについて“お願い”をしています。

年計報告やその他の公式文書にも「司法

書士〇〇事務所」とか「〇〇労務センター」などと記載している会員がいます。

行政書士は、文書作成を含めて事務の専門家であり、特に事務所の表示は行政書士法施行規則第1条に規定されていることでもあり、行政書士の名称とともに、品位を疑われるような事務所の表示は厳に戒めること、支部機関もまた会員の指導に注意をされるよう要望します。

なお、先般施行の統一地方選挙の際、候補者の職業が「代書業」とされていた本会会員がおりました。

候補者の職業名は選挙管理委員会や報道機関が勝手にきめるものではなく、本人の届出によって表示しているものであり、この際特に指摘をして注意を喚起しておきます。

(4) 行政事務手続無料相談について

行政事務手続無料相談は、本会の事業とされていますが、その実施はもっぱら支部の自主性にゆだねられ、本会は実施報告に基づいて一定額の助成金を交付しているものであります。

57年度では、函館、十勝、釧路のほか、はじめて室蘭支部が実施しました。

注目されるのは、釧路支部が同時に3市町で実施したこと（年度開始前の予算編成時までに計画をたて、本会に報告して予算要求をしているとなおよかった）。

第1回目の室蘭支部は周到な計画と準備さらに独自の結果報告書は、相談案件別に対応と処理経過が明らかにされて当日の様子が具体的に報告されています。

支部長はじめ活動家各位の創意性が有効に発揮されたものとして高く評価するものです。

また、宗谷支部は少人数支部とはいえないが常に特色のある活動をしておりまして57年度の無料相談活動においても、相談員

に支部役員のほか地元行政当局の協力を得て担当職員の派遣を求めたり、地元ローカル新聞の特別の協力を得るなど、日常的な啓発活動の成果として評価されます。

これらの支部は、いずれも最低の経費で最高の効果をあげるため、支部長はじめ支部機関あげての創意性が随所に見られて深く敬意を表するものです。

このような経験が全道全機関に紹介され本会全体の教訓となるよう要望します。

(5) 研修、研究事業について

研修、研究事業は行政書士法第15条第2項の目的を達成するための重要な事業であり、さらに道費補助対象事業とされており、

57年度における支部主催の研修会等において、従来とやや変化が見られました。

行政書士の業務にもっとも必要な「民法」をとりあげた支部が、札幌、小樽、空知の3支部があり、そのほかにもことしは準備の年として来年度実施を予定している支部もあります。

講師も弁護士を迎えるなど（札幌と空知は相協力して同じ講師を迎える）、計画の上でも実行の面でも系統的かつ具体的であり、かつ、科目のとりあげ方が形式的であったり、やや疑問がもたれたり傾向が見られなくなったことは、支部機関の研修についての考え方が「基本的学習」の方向にあるものとして評価することができます。

そのほかにも、部外講師に従来のとおり行政当局からのほか、前記のように弁護士、公証人、司法書士、専門学校講師など多彩になってきたことは、特徴的なものとして注目する必要があります。

次に、新入会員研修会の科目について若干ふれておきます。

57年度中の支部長会の席上、一部の支部長から、「新入会員研修会の際、専門科目

（たとえば「建設業」など）をやってもわからないのではないか」という内容の非公式発言がありました。この発言は傾聴に値します。

それは「アンケート」の回答を検討するとき、行政書士としての基礎的な教養講座的研修が必要であるとの結論に到ります。

各機関の英知を集めて、研修要領を検討されるよう要望します。

なお、札幌支部は57年5月、本会監事として「支部役員研修会」を実施しました。出席率は3割少々でしたが、それなりの成果があったようです。この研修については札幌支部は本会に対して助成金を申請していませんが、自腹でやる異色の自主研修も関心を払う必要があるようです。

(6) 関係法令の制定等の周知方法について

業務に關係する法令等の制定あるいは改正等については、すみやかに会員に周知の方法をとるよう、従来からしばしば言われているところですが、58年4月1日から施行の戸籍手数料令の改正などは、「日本行政」と重複してもよいから時期を失しないように会報その他によって周知するべきであったと言うことを指摘しておきます。

(7) いわゆる「ミニカレンダー」の活用について

最近、数年にわたって、いわゆる「ミニカレンダー」のあっせんをしています。

57年度では、中間監査の際の監査意見もあって、申込者43名、あっせん枚数7,700枚で、前年度のほぼ2倍となりました。

会長、副会長、理事（常任理事を含める）監事の本会役員合計27名、本会綱紀委員9名、支部長14名を合わせると50名になり、1人200枚とすると10,000枚になります。

いわゆる「ミニカレンダー」を、ただの「カレンダー」と見るのではなく、啓発活

動と職域拡大用の「チラシ」あるいは「ポスター」と考えれば、申込者、枚数ともにケタが違うことになるはずで。

啓発普及活動も、職域拡大の行動も、監察活動も、それぞれの機関だけが実行するのではなく、会員個々が日常的に個人として行動に参加しなければ、ただの年中行事となります。

「ミニカレンダー」は、従来とは違った観点から、本会のすべての機関とすべての会員が活用するよう要望します。

(8) 女性会員の本会役員の起用について

年々女性の行政書士が増え、支部機関でも女性の役員が選任されるようになりました(函館2名、札幌、釧路各1名)。

この人びとは、いずれも行政書士を生業としており、実務能力の上でも男性会員となんら劣るものではなく、いわゆる「ペーパードライバー」ではありません。

本総会にも代議員として参加する女性会員が年々目につくようになりました。

できるだけ近い時期に、女性会員が本会役員として活躍できる道を開くよう、特に支部機関に要請します。

なお、この際、支部機関をはじめ会員各位に申しあげておきますが、本会の各機関はもちろん、支部機関の構成員は、専業、兼業を問わず行政書士を業(なりわい)としている会員をあてるべきであって、入会以来「受託事件」、「報酬額」ともに皆無あるいはそれに近いと言うことは行政書士法第1条、第15条第2項の趣旨に反するものです。機関構成員としての適格性に疑問があります。

(9) 会務処理能力の向上と経費の節減について

理事機関および事務当局に対しては、かねてから会務処理能力の向上を要望してい

るところですが、支部機関に対しても同様のことを要望します。

たとえば、毎年各支部に対して、翌年度予算編成資料として各支部の事業計画書の提出を求めています。その際、回答用紙の内容を全く充足していないため、事務局では数カ所に数回にわたって電話連絡のうえ、必要事項を充足した例があります。特に統一地方選挙の施行を前にした時期に重要な照会事項があったことは、支部長各位の承知するところです。

せっかくの回答が本会から送られた回答用紙に記入しないで、内容もまた全く用をなさない例が1例あったことを報告しておきます。

需用費をはじめ各経費の節減については監査のたびごとに役職員に要求しているところですが、支部機関においても特段の配慮を要望します。

以上は、定例監査の結果を集約してその一部のあらましを申しあげました。

冒頭においてもふれたように、監事の職務は会員の「閲覧請求権の行使」に代えて監査を執行していることを重ねて申しあげ、昭和57年度の監査報告とします。

(別記3)

昭和58年度 収 支 予 算 案

昭和58年度一般会計収支予算

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
1. 会 費	68,770	68,370	400			
(1) 現年度分	63,619	63,528	91	現年度会費	63,619	48,000円×(1,422名-12名)×94% 63,619,200円
(2) 滞納繰越分	3,151	2,842	309	滞納繰越会費	3,151	4,039,780円×78% 3,151,028円
2. 入 会 金	2,400	3,000	△ 600			
(1) 入 会 金	2,400	3,000	△ 600	入 会 金	2,400	入会金 30,000円×80名 2,400,000円
3. 手 数 料	800	1,200	△ 400			
(1) 登 録 手 数 料	800	1,200	△ 400	登 録 手 数 料	800	登録手数料 10,000円×80名 800,000円
4. 補 助 金	2,900	2,900	0			
(1) 道 補 助 金	2,900	2,900	0	道 補 助 金	2,900	道補助金 2,900,000円
5. 繰 入 金	5,715	5,244	471			
(1) 基 金 繰 入 金	5,715	5,244	471	基 金 繰 入 金	5,715	財政調整積立金 4,927,500円 退職積立金 787,500円
6. 繰 越 金	5,046	4,714	332			
(1) 前 年 度 繰 越 金	5,046	4,714	332	前 年 度 繰 越 金	5,046	前年度繰越金 5,046,557円
7. 雑 収 入	850	550	300			
(1) 雑 収 入	850	550	300	雑 収 入	850	日行連交付金その他 850,000円
合 計	84,481	83,978	503			

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
1. 総務管理費	69,168	68,680	488			
(1) 会 議 費	10,833	11,526	△ 693	会 議 費	10,833	総 会 1回 2,870,000円 理 事 会 4回 2,529,000円 常 任 理 事 会 6回 1,113,000円 支 部 長 会 4回 2,481,000円 役 員 ・ 綱 紀 委 員 合 同 会 議 1回 908,000円 総 務 部 会 5回 238,000円 経 理 部 会 2回 151,000円 正 ・ 副 会 長 会 議 2回 143,000円 諸 会 議 400,000円
(2) 支 部 交 付 金	17,492	17,437	55	支 部 交 付 金	17,492	支部運営一般交付金 17,492,000円 札 幌 4,829 綱 走 1,597 函 館 1,547 室 蘭 806 小 樽 971 苫 小 牧 700 空 知 1,325 日 高 393 旭 川 1,530 十 勝 1,487 留 萌 415 釧 路 1,029 宗 谷 416 根 室 447
(3) 負 担 金	10,246	9,927	319	連 合 会 会 費	10,246	連合会会費 1,423名×600円×12カ月 10,246,600円
				監 査 費	600	監 査 費 435,000円 立 会 旅 費 165,000円

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
(4) 総務費	21,401	18,464	2,947	給料手当	13,856	職員給(4人)755,500円(4月)+658,000円 ×11ヵ月(5月~3月) 7,993,500円 扶養手当 月25,400円×12ヵ月 304,800円 通勤手当 月30,000円×12ヵ月 360,000円 時間外勤務手当 月73,000円×12ヵ月 876,000円 期末手当 683,400円×4 2,733,600円 燃料手当 有扶養世帯主 680,000円 臨時職員賃金 1日4,000円延30日分 120,000円 退職手当 787,500円
				福利厚生費	1,139	法定福利厚生費 1,019,000円 職員レクリエーション費 120,000円
				弔慰見舞金	350	規程による弔慰見舞金 350,000円
				諸支出金	5,456	特別会計繰出 1,616,000円 滞納整理対策費 150,000円 対話集会開催経費 313,000円 地方協議会経費 200,000円 法改正関連事務費 1,087,000円 日行連担当者会議 540,000円 日行連貸付金(会館建設資金) 1,000,000円 官公署連絡係協賛費 350,000円 その他 200,000円
(5) 需用費	6,836	8,575	△ 1,739	備品費	150	備品費 150,000円
				消耗品費	720	一般事務用消耗品費 720,000円
				印刷費	780	議案印刷 280,000円 事務用諸用紙その他 500,000円
				通信運搬費	1,920	登録・入会関係 100,000円 支部連絡通信費 100,000円 全会員あて各種発送費 600,000円 会費納入案内・督促 300,000円 電話料 720,000円 その他 100,000円
				光熱水費	548	電気料 120,000円 水道料 30,000円 ガス料 48,000円 暖房料 350,000円
				備上料	2,199	事務局借上料 170,400円×6ヵ月+196,000円 ×6ヵ月 2,198,400円
				雑費	519	会費払込料 285,000円 清掃料 96,000円 茶代 36,000円 新聞代 31,200円 ハイヤー・バス代 10,000円 その他 60,000円
(6) 旅費	1,850	2,111	△ 261	旅費	1,850	日行連総会 10名 1,100,000円 単位会長 2回 80,000円 支部総会 5支部 100,000円 役員行動旅費 250,000円 日額旅費その他 320,000円
(7) 渉外費	510	650	△ 140	渉外費	510	他会諸行事 50,000円 来客接待 160,000円 餞別・香典 200,000円 その他 100,000円
2. 企画費	5,434	4,300	1,134			
(1) 会報発行費	2,878	2,814	64	会報発行費	2,878	編集活動費 339,000円 支部取材活動費 114,000円 投稿謝礼金 30,000円 投資金 40,000円 会報印刷 延10日 6回 1,170,000円 速報印刷 4回 60,000円 会報送料 885,000円 速報送料 240,000円
(2) 啓発指導費	1,280	840	440	啓発指導費	1,280	ポスター・しおりその他印刷費 390,000円 行政事務手続無料相談助成 50,000円×6支部 300,000円 80,000円×1支部 80,000円 通年実施3支部 360,000円 新聞広告 150,000円

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
(3) 企画諸費	1,276	646	630	企画諸費	1,276	部 会 2回 217,000円 報 額 検 討 会 2回 304,000円 報 額 表 印 刷 66,000円 報 額 表 運 用 要 領 印 刷 200,000円 報 額 表 ・ 運 用 要 領 送 料 247,000円 部 活 動 費 92,000円 図 書 費 150,000円
3. 業務研修費	5,100	5,100	0			
(1) 研修会費	3,110	3,330	△ 220	活動費	3,110	支部研修会助成 60回 1,800,000円 講師派遣旅費 5回 75,000円 全道研修会開催費 400,000円 建設業会計研修会 2ヵ所 600,000円 新入会員研修用テキスト作成費 200,000円 研修事業諸費 35,000円
(2) 部会活動費	1,990	1,770	220	活動費	1,990	部 会 (民事) 2回 400,000円 専 門 部 会 140,000円 業 務 資 料 印 刷 費 640,000円 業 務 資 料 送 料 400,000円 中央研修会出席旅費 158,000円 部 活 動 費 252,000円
4. 監察部費	1,400	1,448	△ 48			
(1) 監察部費	1,400	1,448	△ 48	活動費	1,400	部 会 会 議 2回 413,000円 全 道 監 察 担 当 者 会 議 627,000円 監 察 活 動 策 略 費 350,000円 印 刷 費 10,000円
5. 委員会費	1,550	3,000	△ 1,450			
(1) 登録資格審査委員会費	390	390	0	活動費	390	委員会開催費 12回 360,000円 保留分決定旅費 30,000円
(2) 綱紀委員会費	710	710	0	活動費	710	委員会開催費 3回 540,000円 調査旅費 150,000円 調査諸費 20,000円
(3) 車庫対策委員会費	450	1,900	△ 1,450	活動費	450	対策活動費 450,000円
6. 積立金	829	850	△ 21			
(1) 積立金	829	850	△ 21	積立金	829	退職積立金 829,000円
7. 予備費	1,000	600	400			
(1) 予備費	1,000	600	400	予備費	1,000	予備費 1,000,000円
合 計	84,481	83,978	503			

昭和58年度特別会計収支予算

収 入

科 目	子 算 額			説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	
1. 物品頒布収入	4,300	4,021	279	現年度収入 4,275,600円 過年度収入 24,400円
2. 一般会計繰入金	1,616	1,440	176	一般会計繰入金 1,616,000円
3. 前年度繰越金	108	270	△ 162	前年度繰越金 108,481円
4. 雑収入	60	60	0	郵送料、預金利息その他 59,760円 過年度収入 240円
合 計	6,084	5,791	293	

支 出

科 目	子 算 額			説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	
1. 仕入費	1,584	977	607	各種物資仕入費 1,584,000円
2. 印刷工料	1,400	1,776	△ 376	印刷工料 1,400,000円
3. 人件費	2,750	2,638	112	給料 148,000円×12カ月 1,776,000円 通勤手当 6,000円×12カ月 72,000円 時間外勤務手当 25,000円 期末手当 148,000円×4 592,000円 燃料手当 85,000円 法定福利厚生費 200,000円
4. 発送費	70	70	0	発送料及び発送資材費 70,000円
5. 雑費	30	30	0	帳簿、幹支部価格表、その他事務用品費 30,000円
6. 予備費	250	300	△ 50	予備費 250,000円
合 計	6,084	5,791	293	

(参考)

昭和58年度支部運営一般交付金

支 部 名	1. 総会費	2. 役員会議費	3. 事務諸費	4. 監察活動費	5. 積立金	6. その他諸費	計	前年度対比 増 減 額
札幌	304	554	2,181	160	142	1,488	4,829	3
函館	144	271	325	200	58	549	1,547	68
小樽	125	227	197	140	58	224	971	0
空知	129	264	221	200	58	453	1,325	5
旭川	146	254	311	160	58	601	1,530	△ 58
留萌	46	65	131	75	23	75	415	0
宗谷	57	75	140	60	23	61	416	2
網走	155	276	323	180	58	605	1,597	6
室蘭	116	207	197	60	46	180	806	11
苫小牧	95	143	190	60	46	166	700	22
日高	47	68	130	60	23	65	393	0
十勝	143	241	312	140	58	593	1,487	10
釧路	115	192	240	80	58	344	1,029	△ 19
根室	55	87	154	45	23	83	447	5
計	1,677	2,924	5,052	1,620	732	5,487	17,492	55

注1. この費目別金額は、支部における必要経費を別紙1の算定表により算出したが、所定の費目に不足が生ずることも考慮に入れ、「その他諸費」に予備費的な性格をもたせて積算してある。

注2. この費目別金額は、支部の必要経費を算定するために適宜設定したものであるから、支部が予算を編成する場合において、この費目に拘束されるものではない。

芽を摘もう

見たり聞いたり

知ったなら

'83. 7 第137号 昭和58年7月30日発行

発行人 葛西義雄
編集人 橋本雄一
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)
タキモトビル 5F
電話(011) 221-1221
221-1222